

第105号議案

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、豊岡稽古堂の使用料を引き上げるため。

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表市民ギャラリーの項中「4,000円」を「4,200円」に、「5,400円」を「5,700円」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同表交流室1－1の項中「1,600円」を「1,700円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「2,200円」を「2,300円」に改め、同表交流室1－2の項及び交流室1－3の項中「800円」を「900円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同表交流室1－4の項中「1,800円」を「1,900円」に、「2,400円」を「2,500円」に、「2,600円」を「2,700円」に改め、同表交流室3－1の項中「5,000円」を「5,200円」に、「6,400円」を「6,700円」に、「7,000円」を「7,300円」に改め、同表交流室3－2の項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の内容

交流センター「豊岡稽古堂」の施設の使用料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)			
別表 (第4条、第9条関係)		別表 (第4条、第9条関係)			
区分	使用料		区分	使用料	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで
市民ギャラリー	4,000円	5,400円	市民ギャラリー	4,200円	5,700円
交流室1-1	1,600円	2,000円	交流室1-1	1,700円	2,100円
交流室1-2	800円	1,000円	交流室1-2	900円	1,100円
交流室1-3	800円	1,000円	交流室1-3	900円	1,100円
交流室1-4	1,800円	2,400円	交流室1-4	1,900円	2,500円
交流室3-1	5,000円	6,400円	交流室3-1	5,200円	6,700円
交流室3-2	1,200円	1,600円	交流室3-2	1,300円	1,700円
備考 略			備考 略		

第106号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、コミュニティ活動等の施設の使用料に係る単位面積当たりの単価の平準化を図る等の改定をするため。

豊岡市地域コミュニティに関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条、第16条関係）

センターの名称	区分	使用料		
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
豊岡市立豊岡地区コミュニティセンター	集会室1	1,100円	1,400円	1,400円
	集会室2	1,100円	1,400円	1,400円
	会議室	1,000円	1,400円	1,400円
	研修室	1,000円	1,300円	1,300円
	相談・会議室	700円	1,000円	1,000円
	和室1	400円	600円	600円
	和室2	300円	500円	500円
	総合学習室	700円	1,000円	1,000円
	調理室	800円	1,100円	1,100円
	レッスンルーム	1,100円	1,500円	1,500円
	スタッフルーム	200円	300円	300円
豊岡市立八条地区コミュニティセンター	小会議室	700円	900円	900円
	文化ホール	1,300円	1,800円	1,800円
	教養講座室	800円	1,000円	1,000円
	研修室	900円	1,200円	1,200円
	会議室	600円	800円	800円
豊岡市立三江地区コミュニティセンター	栄養実習室	900円	1,100円	1,100円
	会議室(1)	700円	900円	900円
	教養講座室	800円	1,100円	1,100円
	会議室(2)	500円	700円	700円
	調理実習室	800円	1,100円	1,100円
	大会議室A	700円	1,000円	1,000円
大会議室B	700円	1,000円	1,000円	

豊岡市立田鶴野 地区コミュニテ ィセンター	講座室（和）	800円	1,100円	1,100円
	小会議室	500円	700円	700円
	大会議室	1,200円	1,500円	1,500円
	青年室	400円	500円	500円
	調理教室	700円	1,000円	1,000円
豊岡市立五荘地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール1	1,200円	1,600円	1,600円
	多目的ホール2	1,200円	1,600円	1,600円
	会議室	1,600円	2,100円	2,100円
	研修室	900円	1,200円	1,200円
	和室1	500円	700円	700円
	和室2	500円	700円	700円
	総合学習室	900円	1,200円	1,200円
	調理実習室	900円	1,200円	1,200円
	レッスンルーム	1,600円	2,100円	2,100円
	スタッフルーム	400円	500円	500円
豊岡市立新田地 区コミュニテ ィセンター	講座室（和）	800円	1,100円	1,100円
	研修室	600円	800円	800円
	調理室	800円	1,100円	1,100円
	大会議室	1,300円	1,800円	1,800円
豊岡市立中筋地 区コミュニテ ィセンター	和室	700円	900円	900円
	集会室	900円	1,200円	1,200円
	講座室	800円	1,000円	1,000円
	青年室	600円	800円	800円
	調理室	600円	800円	800円
豊岡市立奈佐地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
	会議室	600円	800円	800円
	和室	500円	700円	700円
	調理室	600円	800円	800円
豊岡市立港地区 コミュニテ ィセンター	研修室	900円	1,200円	1,200円
	講座室	700円	1,000円	1,000円
	調理実習室	800円	1,100円	1,100円
	図書室兼資料室	500円	600円	600円
	大会議室	1,400円	1,900円	1,900円
豊岡市立城崎地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール1	1,000円	1,400円	1,400円
	多目的ホール2	800円	1,000円	1,000円

センター	和室研修室	1,000円	1,300円	1,300円
	調理実習室	500円	700円	700円
豊岡市立竹野南 地区コミュニテ ィセンター	多目的ホール	1,000円	1,400円	1,400円
	研修室	800円	1,000円	1,000円
	和室	300円	400円	400円
	調理室	900円	1,100円	1,100円
豊岡市立中竹野 地区コミュニテ ィセンター	青年研修室	800円	1,100円	1,100円
	第1研修室(和室)	500円	600円	600円
	第2研修室	1,600円	2,200円	2,200円
	調理室	900円	1,100円	1,100円
	集会室	1,300円	1,700円	1,700円
豊岡市立竹野地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール	1,400円	1,900円	1,900円
	第1研修室	700円	1,000円	1,000円
	第2研修室	600円	800円	800円
	和室	900円	1,200円	1,200円
	調理実習室	900円	1,200円	1,200円
豊岡市立国府地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール	1,500円	2,000円	2,000円
	調理実習室	600円	900円	900円
	洋会議室	1,100円	1,500円	1,500円
	和会議室	400円	500円	500円
豊岡市立西気地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール	900円	1,200円	1,200円
	研修室	500円	700円	700円
	和室	700円	900円	900円
	調理室	700円	1,000円	1,000円
豊岡市立弘道地 区コミュニテ ィセンター	多目的ホール	1,400円	1,800円	1,800円
	研修室	800円	1,100円	1,100円
	和室	700円	1,000円	1,000円
	調理実習室	800円	1,100円	1,100円
豊岡市立菅谷地 区コミュニテ ィセンター	機能回復訓練室	900円	1,200円	1,200円
	交流室	200円	300円	300円
	研修室	200円	300円	300円
	食生活指導室	300円	400円	400円
豊岡市立合橋地 区コミュニテ ィセンター	会議室	300円	400円	400円
	研修室	1,100円	1,400円	1,400円
	和室	500円	600円	600円

	学習活動室	500円	700円	700円
	調理実習室	600円	800円	800円
	多目的ホール	1,300円	1,700円	1,700円
豊岡市立高橋地区コミュニティセンター	大会議室兼練習場	1,000円	1,300円	1,300円
	和室1	500円	700円	700円
	和室2	600円	900円	900円
	調理実習室	500円	700円	700円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

(豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条、第8条関係)

1 豊岡市立清滝会館

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
多目的集会室	1,700円	2,300円	2,300円
調理実習室	600円	800円	800円
会議室	700円	1,000円	1,000円
和室会議室	700円	900円	900円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

2 豊岡市立八代ふれあいセンター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
多目的集会室	900円	1,200円	1,200円

調理実習室	400円	600円	600円
会議室	1,400円	1,900円	1,900円
和室会議室	400円	500円	500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
相談室	200円	300円	300円
会議室（和室）	600円	800円	800円
生活改善実習室	800円	1,100円	1,100円
農事研修室	600円	900円	900円
大会議室	900円	1,200円	1,200円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

4 豊岡市立福住地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
研修室	700円	900円	900円
資材室兼活動室	900円	1,200円	1,200円
和室	500円	700円	700円
調理室	600円	800円	800円
多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

する額を加算する。

5 豊岡市立寺坂地区交流センター

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
研修室	700円	1,000円	1,000円
和室	500円	700円	700円
調理室	600円	800円	800円
多目的ホール	1,100円	1,400円	1,400円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の 2 倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 3 割に相当する額を加算する。			

6 豊岡市立小野地区交流センター

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
和室	400円	600円	600円
調理実習室	700円	1,000円	1,000円
多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の 2 倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の 3 割に相当する額を加算する。			

7 豊岡市立資母地区交流センター

区分	使用料		
	午前 9 時から午後 零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
研修室	600円	800円	800円
和室	600円	700円	700円
調理実習室	600円	800円	800円
多目的ホール	1,000円	1,300円	1,300円
備考			

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

(豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第8条関係）

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
多目的ホール	2,200円	2,900円	2,900円
調理実習室	1,200円	1,600円	1,600円
展示ホール	1,500円	2,000円	2,000円
青年の家	1,500円	2,100円	2,100円
農業研修室	1,200円	1,600円	1,600円
老人休養室	900円	1,200円	1,200円
生活研修室	900円	1,200円	1,200円
会議室（和室）	600円	800円	800円
会議室（洋室）	600円	800円	800円
保育室	500円	700円	700円
会議室（大）	1,100円	1,500円	1,500円
活動室	1,600円	2,200円	2,200円
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。この場合において、照明等のため特別の設備を用い電気を使用するときは、使用1時間当たり1キロワットにつき30円を加算する。 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。 		

(豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改正する。

別表第2（第3条、第8条関係）

1 豊岡市立神美地区基幹集落センター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
教養講座室	1,200円	1,500円	1,500円
調理実習室	700円	1,000円	1,000円
会議室（和室）	300円	400円	400円
会議室（洋室）	500円	700円	700円
図書室兼資料展示室	400円	500円	500円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			

2 豊岡市立三方地区基幹集落センター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
多目的ホール	1,700円	2,300円	2,300円
調理実習室	500円	700円	700円
研修室	1,100円	1,500円	1,500円
和室会議室	500円	700円	700円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例第1条の規定による改正後の豊岡市地域コミュニティに関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例

による。

- 3 この条例第2条の規定による改正後の豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例第3条の規定による改正後の豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。
- 5 この条例第4条の規定による改正後の豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

豊岡市地域コミュニティに関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

コミュニティ活動等の施設の使用料に係る単位面積当たりの単価の平準化を図る等の改定をするため、次に掲げる条例の一部を改正すること。

- (1) 豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）（第1条関係）
- (2) 豊岡市立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第16号）（第2条関係）
- (3) 豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第19号）（第3条関係）
- (4) 豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第20号）（第4条関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例の改正後のそれぞれの条例の使用料は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によること。（附則第2項から附則第5項関係）

豊岡市地域コミュニティに関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行				改正後（案）			
別表第3（第11条、第16条関係）				別表第3（第11条、第16条関係）			
センターの名称	区分	使用料		センターの名称	区分	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで			午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
豊岡市立豊岡集会所1	集会所1	840円	960円	豊岡市立豊岡集会所1	集会所1	1,100円	1,400円
地区コミュニティセンター	集会所2	840円	960円	地区コミュニティセンター	集会所2	1,100円	1,400円
	会議室	840円	840円		会議室	1,000円	1,400円
	研修室	840円	840円		研修室	1,000円	1,300円
	相談・会議室	660円	660円		相談・会議室	700円	1,000円
	和室1	360円	360円		和室1	400円	600円
	和室2	300円	300円		和室2	300円	500円
	総合学習室	660円	660円		総合学習室	700円	1,000円
	調理室	840円	840円		調理室	800円	1,100円
	レッスンルーム	840円	840円		レッスンルーム	1,100円	1,500円
	スタッフルーム	240円	240円		スタッフルーム	200円	300円
豊岡市立八条小会議室	小会議室	540円	540円	豊岡市立八条小会議室	小会議室	700円	900円
地区コミュニティセンター	文化ホール	1,080円	1,080円	地区コミュニティセンター	文化ホール	1,300円	1,800円
	教養講座室	660円	660円		教養講座室	800円	1,000円
	研修室	840円	840円		研修室	900円	1,200円
	会議室	540円	540円		会議室	600円	800円
	栄養実習室	840円	840円		栄養実習室	900円	1,100円

豊岡市立三江	会議室(1)	540円	540円	840円
地区コミュニティ	教養講座室	660円	660円	960円
ティセセンター	会議室(2)	540円	540円	840円
	調理実習室	840円	840円	1,080円
	大会議室A	540円	540円	840円
	大会議室B	540円	540円	840円
豊岡市立田鶴	講座室(和)	420円	420円	660円
野地区コミュニティ	小会議室	420円	420円	660円
ニティセセンター	大会議室	840円	960円	1,200円
二	青年室	420円	420円	660円
	調理教室	660円	660円	960円
豊岡市立五荘	多目的ホール1	900円	1,000円	1,300円
地区コミュニティ	多目的ホール2	900円	900円	1,300円
ティセセンター	会議室	1,160円	1,160円	1,500円
	研修室	740円	740円	1,100円
	和室1	400円	400円	600円
	和室2	400円	400円	600円
	総合学習室	740円	740円	1,100円
	調理実習室	880円	880円	1,160円
	レスンルーム	1,160円	1,160円	1,500円
	スタッフルーム	400円	400円	620円
豊岡市立新田	講座室(和)	420円	420円	660円
地区コミュニティ	研修室	420円	420円	660円
ティセセンター	調理室	660円	660円	960円
	大会議室	840円	960円	1,200円

豊岡市立三江	会議室(1)	700円	900円	900円
地区コミュニティ	教養講座室	800円	1,100円	1,100円
ティセセンター	会議室(2)	500円	700円	700円
	調理実習室	800円	1,100円	1,100円
	大会議室A	700円	1,000円	1,000円
	大会議室B	700円	1,000円	1,000円
豊岡市立田鶴	講座室(和)	800円	1,100円	1,100円
野地区コミュニティ	小会議室	500円	700円	700円
ニティセセンター	大会議室	1,200円	1,500円	1,500円
二	青年室	400円	500円	500円
	調理教室	700円	1,000円	1,000円
豊岡市立五荘	多目的ホール1	1,200円	1,600円	1,600円
地区コミュニティ	多目的ホール2	1,200円	1,600円	1,600円
ティセセンター	会議室	1,600円	2,100円	2,100円
	研修室	900円	1,200円	1,200円
	和室1	500円	700円	700円
	和室2	500円	700円	700円
	総合学習室	900円	1,200円	1,200円
	調理実習室	900円	1,200円	1,200円
	レスンルーム	1,600円	2,100円	2,100円
	スタッフルーム	400円	500円	500円
豊岡市立新田	講座室(和)	800円	1,100円	1,100円
地区コミュニティ	研修室	600円	800円	800円
ティセセンター	調理室	800円	1,100円	1,100円
	大会議室	1,300円	1,800円	1,800円

豊岡市立中筋和室	420円	420円	660円
地区コミュニティ集会室	840円	960円	1,200円
テイセセンター	420円	420円	660円
青年室	420円	420円	660円
調理室	660円	660円	960円
豊岡市立奈佐多目的ホール	870円	930円	1,220円
地区コミュニティ会議室	560円	560円	810円
テイセセンター	480円	480円	720円
調理室	550円	550円	740円
豊岡市立港地研修室	840円	840円	1,080円
区コミュニティ講座室	660円	660円	960円
テイセセンター	840円	840円	1,080円
図書室兼資料室	540円	540円	840円
大会議室	1,080円	1,080円	1,560円
豊岡市立城崎多目的ホール1	610円	650円	850円
地区コミュニティ多目的ホール2	730円	730円	1,050円
テイセセンター	890円	890円	1,330円
調理実習室	460円	460円	620円
豊岡市立竹野多目的ホール	770円	820円	1,080円
南地区コミュニティ研修室	720円	720円	1,030円
ニテイセセンター	290円	290円	430円
二	790円	790円	1,070円
豊岡市立中竹青年研修室	720円	720円	1,040円
野地区コミュニティ第1研修室(和室)	400円	400円	600円
ニテイセセンター	1,370円	1,370円	1,980円

豊岡市立中筋和室	700円	900円	900円
地区コミュニティ集会室	900円	1,200円	1,200円
テイセセンター	800円	1,000円	1,000円
青年室	600円	800円	800円
調理室	600円	800円	800円
豊岡市立奈佐多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円
地区コミュニティ会議室	600円	800円	800円
テイセセンター	500円	700円	700円
調理室	600円	800円	800円
豊岡市立港地研修室	900円	1,200円	1,200円
区コミュニティ講座室	700円	1,000円	1,000円
テイセセンター	800円	1,100円	1,100円
調理実習室	500円	600円	600円
図書室兼資料室	1,400円	1,900円	1,900円
大会議室	1,000円	1,400円	1,400円
豊岡市立城崎多目的ホール1	800円	1,000円	1,000円
地区コミュニティ多目的ホール2	1,000円	1,300円	1,300円
テイセセンター	500円	700円	700円
調理実習室	1,000円	1,400円	1,400円
豊岡市立竹野多目的ホール	800円	1,000円	1,000円
南地区コミュニティ研修室	300円	400円	400円
ニテイセセンター	900円	1,100円	1,100円
二	800円	1,100円	1,100円
豊岡市立中竹青年研修室	500円	600円	600円
野地区コミュニティ第1研修室(和室)	1,600円	2,200円	2,200円
ニテイセセンター	1,600円	2,200円	2,200円

二	調理室	740円	740円	990円
	集会室	960円	1,030円	1,350円
豊岡市立竹野	多目的ホール	1,120円	1,190円	1,570円
地区コミュニティ	第1研修室	630円	630円	920円
アイセクター	第2研修室	620円	620円	900円
	和室	840円	840円	1,260円
	調理実習室	720円	720円	970円
豊岡市立国府	多目的ホール	2,460円	3,280円	3,280円
地区コミュニティ	調理実習室	1,860円	2,480円	2,480円
アイセクター	洋会議室	1,020円	1,360円	1,360円
	和会議室	1,020円	1,360円	1,360円
豊岡市立西気	多目的ホール	690円	740円	970円
地区コミュニティ	研修室	490円	490円	710円
アイセクター	和室	590円	590円	890円
	調理室	660円	660円	890円
豊岡市立弘道	多目的ホール	1,050円	1,110円	1,470円
地区コミュニティ	研修室	790円	790円	1,150円
アイセクター	和室	660円	660円	990円
	調理実習室	780円	780円	1,060円
豊岡市立菅谷	機能回復訓練室	1,230円	1,640円	1,640円
地区コミュニティ	交流室	420円	560円	560円
アイセクター	研修室	420円	560円	560円
	食生活指導室	1,230円	1,640円	1,640円
豊岡市立合橋	会議室	270円	270円	390円
地区コミュニティ	研修室	1,020円	1,020円	1,470円

二	調理室	900円	1,100円	1,100円
	集会室	1,300円	1,700円	1,700円
豊岡市立竹野	多目的ホール	1,400円	1,900円	1,900円
地区コミュニティ	第1研修室	700円	1,000円	1,000円
アイセクター	第2研修室	600円	800円	800円
	和室	900円	1,200円	1,200円
	調理実習室	900円	1,200円	1,200円
豊岡市立国府	多目的ホール	1,500円	2,000円	2,000円
地区コミュニティ	調理実習室	600円	900円	900円
アイセクター	洋会議室	1,100円	1,500円	1,500円
	和会議室	400円	500円	500円
豊岡市立西気	多目的ホール	900円	1,200円	1,200円
地区コミュニティ	研修室	500円	700円	700円
アイセクター	和室	700円	900円	900円
	調理室	700円	1,000円	1,000円
豊岡市立弘道	多目的ホール	1,400円	1,800円	1,800円
地区コミュニティ	研修室	800円	1,100円	1,100円
アイセクター	和室	700円	1,000円	1,000円
	調理実習室	800円	1,100円	1,100円
豊岡市立菅谷	機能回復訓練室	900円	1,200円	1,200円
地区コミュニティ	交流室	200円	300円	300円
アイセクター	研修室	200円	300円	300円
	食生活指導室	300円	400円	400円
豊岡市立合橋	会議室	300円	400円	400円
地区コミュニティ	研修室	1,100円	1,400円	1,400円

ティセセンター	和室	410円	410円	620円
	学習活動室	500円	500円	720円
	調理実習室	570円	570円	770円
	多目的ホール	960円	1,020円	1,340円
豊岡市立高橋大会議室兼練習場		770円	820円	1,090円
地区コミュニティ	和室1	610円	610円	920円
ティセセンター	和室2	610円	610円	920円
	調理実習室	500円	500円	670円
備考				
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。				
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。				
3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。				

ティセセンター	和室	500円	600円	600円
	学習活動室	500円	700円	700円
	調理実習室	600円	800円	800円
	多目的ホール	1,300円	1,700円	1,700円
豊岡市立高橋大会議室兼練習場		1,000円	1,300円	1,300円
地区コミュニティ	和室1	500円	700円	700円
ティセセンター	和室2	600円	900円	900円
	調理実習室	500円	700円	700円
備考				
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。				
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。				

豊岡市立多目的集会所施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）	
別表第2（第3条、第8条関係）			
1 豊岡市立清滝会館及び豊岡市立八代ふれあいセンター			
区分	使用料	使用料	使用料
多目的集会所	午前9時から午後5時まで 2,460円	午前9時から午後5時まで 3,280円	午前9時から午後10時まで 2,300円
調理実習室	1,860円	2,480円	800円
会議室	1,020円	1,360円	1,000円
和室会議室	1,020円	1,360円	900円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			
3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			
2 豊岡市立八代ふれあいセンター			
区分	使用料	使用料	使用料
多目的集会所	午前9時から午後5時まで 900円	午前9時から午後10時まで 1,200円	午前9時から午後10時まで 1,200円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			

室			
調理実習室	400円	600円	600円
会議室	1,400円	1,900円	1,900円
和室会議室	400円	500円	500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
相談室	200円	300円	300円
会議室(和室)	600円	800円	800円
生活改善実習室	800円	1,100円	1,100円
農事研修室	600円	900円	900円
大会議室	900円	1,200円	1,200円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

2 豊岡市立小坂地区多目的研修集会施設

区分	使用料		
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
相談室	270円	360円	360円
会議室(和室)	420円	560円	560円
生活改善実習室	810円	1,080円	1,080円
農事研修室	540円	720円	720円
大会議室	810円	1,080円	1,080円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 豊岡市立福住地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午後6時から午後
研修室	650円	650円	930円
資材室兼活動室	880円	880円	1,270円
和室	460円	460円	680円
調理室	580円	580円	780円
多目的ホール	830円	880円	1,160円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 豊岡市立寺坂地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午後6時から午後

4 豊岡市立福住地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午後6時から午後
研修室	700円	900円	900円
資材室兼活動室	900円	1,200円	1,200円
和室	500円	700円	700円
調理室	600円	800円	800円
多目的ホール	1,100円	1,500円	1,500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

5 豊岡市立寺坂地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午後6時から午後

研修室	690円	690円	1,000円
和室	460円	460円	690円
調理室	530円	530円	710円
多目的ホ ール	800円	850円	1,120円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 豊岡市立小野地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
和室	400円	400円	600円
調理実習室	690円	690円	930円
多目的ホ ール	820円	870円	1,150円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

研修室	700円	1,000円	1,000円
和室	500円	700円	700円
調理室	600円	800円	800円
多目的ホ ール	1,100円	1,400円	1,400円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

6 豊岡市立小野地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
和室	400円	600円	600円
調理実習室	700円	1,000円	1,000円
多目的ホ ール	1,100円	1,500円	1,500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 豊岡市立資母地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
研修室	600円	600円	860円
和室	500円	500円	750円
調理実習室	590円	590円	790円
多目的ホール	740円	790円	1,040円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 豊岡市立資母地区交流センター

区分	使用料		
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
研修室	600円	800円	800円
和室	600円	700円	700円
調理実習室	600円	800円	800円
多目的ホール	1,000円	1,300円	1,300円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

豊岡市立日高農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行		改正後（案）	
別表（第3条、第8条関係）		別表（第3条、第8条関係）	
区分	使用料		使用料
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時まで	
多目的ホール	3,270円	4,360円	2,200円
調理実習室	2,060円	2,740円	1,200円
展示ホール	1,090円	1,450円	1,500円
青年の家	1,090円	1,450円	1,500円
農業研修室	830円	1,110円	1,200円
老人休養室	650円	860円	900円
生活研修室	650円	860円	900円
会議室（和室）	550円	730円	600円
会議室（洋室）	550円	730円	600円
保育室	470円	630円	500円
会議室（大）	890円	1,190円	1,100円
活動室	2,430円	3,250円	1,600円
食堂	別に定める額		
備考	備考		
1	1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（食堂に係る額を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する額とする。この場合において、照明等のため特別の設備を用い電気を使用时きは、使用1時間当たり1キロワットにつき30円を加算する。		
2	2 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。この場合において、照明等のため特別の設備を用い電気を使用时きは、使用1時間当たり1キロワットにつき30円を加算する。		

<p>つき30円を加算する。</p> <p>2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。</p> <p>3 使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。</p>
---	--

豊岡市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行		改正後（案）	
別表第2（第3条、第8条関係）		別表第2（第3条、第8条関係）	
1 豊岡市立神美地区基幹集落センター		1 豊岡市立神美地区基幹集落センター	
区分	使用料	区分	使用料
午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで
840円	840円	1,200円	1,500円
840円	540円	700円	1,000円
310円	310円	300円	400円
540円	540円	500円	700円
420円	420円	400円	500円
示室		示室	
備考		備考	
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。	1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。	2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。	2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		
2 豊岡市立三方地区基幹集落センター		2 豊岡市立三方地区基幹集落センター	
区分	使用料	区分	使用料

	午前9時から午後	午後1時から午後	午後6時から午後
	零時まで	5時まで	10時まで
多目的ホール	2,460円	3,280円	3,280円
調理実習室	1,860円	2,480円	2,480円
研修室	1,020円	1,360円	1,360円
和室会議室	1,020円	1,360円	1,360円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

	午前9時から午後	午後1時から午後	午後6時から午後
	零時まで	5時まで	10時まで
多目的ホール	1,700円	2,300円	2,300円
調理実習室	500円	700円	700円
研修室	1,100円	1,500円	1,500円
和室会議室	500円	700円	700円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

第107号議案

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、豊岡市立図書館の施設の使用料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表中

3,000円	6,000円	9,000円	1,500円	1,500円
1,000円	2,000円	3,000円	500円	500円
1日 2,500円				

を

に改める。

3,100円	6,300円	9,400円	1,600円	1,600円
1,100円	2,100円	3,100円	600円	600円
1日 2,600円				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

豊岡市立図書館の施設の使用料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)			
別表 (第5条、第9条関係)		別表 (第5条、第9条関係)			
施設	使用料				時間延長
	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後6時まで	
視聴覚・講演室	3,000円	6,000円	9,000円	1,500円	1,500円
会議室	1,000円	2,000円	3,000円	500円	500円
展示コーナー					1日 2,500円
備考 略					備考 略
視聴覚・講演室	3,100円	6,300円	9,400円	1,600円	1,600円
会議室	1,100円	2,100円	3,100円	600円	600円
展示コーナー					1日 2,600円

第108号議案

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、豊岡市民プラザの利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

	12,200円	16,300円	17,900円	28,500円	34,200円	46,400円
	14,600円	19,500円	21,500円	34,100円	41,000円	55,600円
	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	2,300円
	600円	800円	900円	1,400円	1,700円	2,300円
	1,800円	2,400円	2,700円	4,200円	5,100円	6,900円
	900円	1,200円	1,300円	2,100円	2,500円	3,400円
	1,200円	1,600円	1,800円	2,800円	3,400円	4,600円
	3,500円	4,600円	5,100円	8,100円	9,700円	13,200円
	1,200円	1,600円	1,800円	2,800円	3,400円	4,600円
	1,200円	1,600円	1,800円	2,800円	3,400円	4,600円
	2,400円	3,200円	3,500円	5,600円	6,700円	9,100円
	2,400円	3,200円	3,500円	5,600円	6,700円	9,100円
			3,200円			

を

に改め、同

	12,800円	17,100円	18,800円	29,900円	35,900円	48,700円
	15,300円	20,400円	22,500円	35,700円	42,900円	58,200円
	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円
	700円	900円	1,000円	1,600円	1,900円	2,600円
	1,900円	2,500円	2,800円	4,400円	5,300円	7,200円
	1,000円	1,300円	1,400円	2,300円	2,700円	3,700円
	1,300円	1,700円	1,900円	3,000円	3,600円	4,900円
	3,700円	4,800円	5,300円	8,500円	10,100円	13,800円
	1,300円	1,700円	1,900円	3,000円	3,600円	4,900円
	1,300円	1,700円	1,900円	3,000円	3,600円	4,900円
	2,500円	3,400円	3,700円	5,900円	7,100円	9,600円
	2,500円	3,400円	3,700円	5,900円	7,100円	9,600円
			3,400円			

表備考7中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の内容

豊岡市民プラザの多目的ホール、楽屋、市民活動室等の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第4条、第9条関係)		別表 (第4条、第9条関係)	
施設	利用料金の限度額	施設	利用料金の限度額
多目的平日	12,200円	多目的平日	12,800円
ホール	14,600円	ホール	15,300円
土曜日、日曜日及び休日	19,500円	土曜日、日曜日及び休日	22,500円
楽屋A	600円	楽屋A	700円
楽屋B	600円	楽屋B	700円
練習室A	1,800円	練習室A	1,900円
練習室B	900円	練習室B	1,000円
練習室C	1,200円	練習室C	1,300円
リハーサル室	3,500円	リハーサル室	3,700円
市民活動室A	1,200円	市民活動室A	1,300円
市民活動室B	1,200円	市民活動室B	1,300円
市民活動室C	2,400円	市民活動室C	2,500円
市民活動室D	2,400円	市民活動室D	2,500円
子育て学習室A	3,200円	子育て学習室A	3,400円
附属設備	略	附属設備	略

<p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日という。</p>	<p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条の休日という。</p>
--	--

第109号議案

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、東大谷野外活動施設の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例
第183号）の一部を次のように改正する。

別表中

250円	500円	500円	1,000円
450円	900円	900円	1,800円
500円	1,000円	1,000円	2,000円
700円	1,400円	1,400円	2,800円
500円	1,000円	1,000円	2,000円
600円	1,200円	1,200円	2,400円
750円	1,500円	1,500円	3,000円
100円	200円	200円	200円
50円	100円	100円	100円
13,000円		15,000円	
600円		700円	

を

300円	600円	600円	1,100円
500円	1,000円	1,000円	1,900円
600円	1,100円	1,100円	2,100円
800円	1,500円	1,500円	2,900円
600円	1,100円	1,100円	2,100円
700円	1,300円	1,300円	2,500円
800円	1,600円	1,600円	3,100円
200円	300円	300円	300円
100円	200円	200円	200円
13,600円		15,700円	
700円		800円	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の内容

東大谷野外活動施設の研修棟、コテージ等の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立東大谷野外活動施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

		現行		改正後 (案)		
別表 (第9条関係)		別表 (第9条関係)		別表 (第9条関係)		
施設	利用料金の限度額		備考	施設	利用料金の限度額	
	市内に居住する者	左記以外の者			市内に居住する者	左記以外の者
持込1張 テン ト	250円	500円	持込テンント利用料金の限度額は、1夜2日の利用料金の限度額とし、引き続き使用するときは、1夜につき左記利用料金の限度額を加算する。 2 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に	300円	600円	
	18歳未満若しくは学生又はその引率者	18歳未満若しくは学生又はその引率者		1,100円	1,100円	
研修棟	450円	900円	持込テンント利用料金の限度額は、1夜2日の利用料金の限度額とし、引き続き使用するときは、1夜につき左記利用料金の限度額を加算する。 2 「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に	500円	1,000円	
	18歳未満若しくは学生又はその引率者	18歳未満若しくは学生又はその引率者		1,900円	1,900円	
	500円	1,000円		600円	1,100円	
	1,000円	2,000円		1,100円	2,100円	

午後6時から午後10時まで	700円	1,400円	1,400円	2,800円	規定する高等学校又は高等専門学校に在学している者とする。
調理室 午前9時から午後零時まで	500円	1,000円	1,000円	2,000円	3 研修棟の使用については、引き続き使用するときは、それぞれの利用料金の限度額の合計額とする。
午後1時から午後5時まで	600円	1,200円	1,200円	2,400円	4 コテージの使用については、宿泊の場合は午後4時から翌日の午前10時までとし、休憩は午後10時まで1時間単位とする。
午後6時から午後10時まで	750円	1,500円	1,500円	3,000円	5 3月、4月及び11月のコテージの利用料金の限度額のうち宿泊の場合は、それぞれの利用料金の限度額の2割を減額した額とする。
施設1人1泊	100円	200円	200円	200円	施設管理費
管理1人1日	50円	100円	100円	100円	
コテージ 宿泊1棟 休憩1棟	13,000円	600円	15,000円	700円	

午後6時から午後10時まで	800円	1,500円	1,500円	2,900円	規定する高等学校又は高等専門学校に在学している者とする。
調理室 午前9時から午後零時まで	600円	1,100円	1,100円	2,100円	3 研修棟の使用については、引き続き使用するときは、それぞれの利用料金の限度額の合計額とする。
午後1時から午後5時まで	700円	1,300円	1,300円	2,500円	4 コテージの使用については、宿泊の場合は午後4時から翌日の午前10時までとし、休憩は午後10時まで1時間単位とする。
午後6時から午後10時まで	800円	1,600円	1,600円	3,100円	5 3月、4月及び11月のコテージの利用料金の限度額のうち宿泊の場合は、それぞれの利用料金の限度額の2割を減額した額とする。
施設1人1泊	200円	300円	300円	300円	施設管理費
管理1人1日	100円	200円	200円	200円	
コテージ 宿泊1棟 休憩1棟	13,600円	700円	15,700円	800円	

第110号議案

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、文化会館の使用料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

24,800円	33,000円	36,300円		26,000円	34,600円	38,000円	
29,800円	39,600円	43,600円		31,200円	41,500円	45,700円	
4,000円	5,300円	6,400円		4,200円	5,600円	6,700円	
1,400円	2,000円	2,500円		1,500円	2,100円	2,600円	
1,100円	1,500円	1,700円		1,200円	1,600円	1,800円	
1,100円	1,500円	1,700円		1,200円	1,600円	1,800円	
1,400円	1,800円	2,300円		1,500円	1,900円	2,400円	
1,100円	1,500円	1,700円		1,200円	1,600円	1,800円	
1,400円	1,800円	2,300円	を	1,500円	1,900円	2,400円	に
1,100円	1,500円	1,700円		1,200円	1,600円	1,800円	
1,500円	2,000円	2,600円		1,600円	2,100円	2,700円	
1,100円	1,500円	1,700円		1,200円	1,600円	1,800円	
3,000円	4,000円	4,400円		3,100円	4,200円	4,600円	
2,500円	3,300円	4,000円		2,600円	3,500円	4,200円	
1,000円	1,300円	1,400円		1,100円	1,400円	1,500円	
1,000円	1,300円	1,400円		1,100円	1,400円	1,500円	
1,000円	1,300円	1,400円		1,100円	1,400円	1,500円	
3,000円	4,000円	4,400円		3,100円	4,200円	4,600円	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

豊岡市民会館の文化ホール、大会議室、ギャラリー等の使用料を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立文化会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

		現行				改正後 (案)				
		別表第2 (第5条、第10条関係)		別表第2 (第5条、第10条関係)		別表第2 (第5条、第10条関係)		別表第2 (第5条、第10条関係)		
		豊岡市立豊岡市民会館		豊岡市立豊岡市民会館		豊岡市立豊岡市民会館		豊岡市立豊岡市民会館		
区分		使用料		使用料		区分		使用料		
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで			午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール	平日	24,800円	33,000円	24,800円	33,000円	文化ホール	平日	26,000円	34,600円	38,000円
(楽屋及び ホワイエを 含む。)	土曜日、日 曜日及び休 日	29,800円	39,600円	29,800円	43,600円	(楽屋及び ホワイエを 含む。)	土曜日、日 曜日及び休 日	31,200円	41,500円	45,700円
大会議室		4,000円	5,300円	4,000円	6,400円	大会議室		4,200円	5,600円	6,700円
中会議室		1,400円	2,000円	1,400円	2,500円	中会議室		1,500円	2,100円	2,600円
第1小会議室		1,100円	1,500円	1,100円	1,700円	第1小会議室		1,200円	1,600円	1,800円
青少年婦人室		1,100円	1,500円	1,100円	1,700円	青少年婦人室		1,200円	1,600円	1,800円
講座室		1,400円	1,800円	1,400円	2,300円	講座室		1,500円	1,900円	2,400円
和室		1,100円	1,500円	1,100円	1,700円	和室		1,200円	1,600円	1,800円
ギャラリー1		1,400円	1,800円	1,400円	2,300円	ギャラリー1		1,500円	1,900円	2,400円
ギャラリー2		1,100円	1,500円	1,100円	1,700円	ギャラリー2		1,200円	1,600円	1,800円
談話室		1,500円	2,000円	1,500円	2,600円	談話室		1,600円	2,100円	2,700円

第2小会議室	1,100円	1,500円	1,700円	第2小会議室	1,200円	1,600円	1,800円
多目的室	3,000円	4,000円	4,400円	多目的室	3,100円	4,200円	4,600円
ホワイエ (文化ホール)	2,500円	3,300円	4,000円	ホワイエ (文化ホール)	2,600円	3,500円	4,200円
楽屋1	1,000円	1,300円	1,400円	楽屋1	1,100円	1,400円	1,500円
楽屋2	1,000円	1,300円	1,400円	楽屋2	1,100円	1,400円	1,500円
楽屋3	1,000円	1,300円	1,400円	楽屋3	1,100円	1,400円	1,500円
リハーサル室	3,000円	4,000円	4,400円	リハーサル室	3,100円	4,200円	4,600円
附属設備	略			附属設備	略		
備考	略			備考	略		

第111号議案

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、出石明治館の多目的集会室の使用料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1,200円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要
綱

1 改正の内容

出石明治館の多目的集会室の使用料を引き上げること。(別表第3関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)																		
<p>別表第3 (第4条の5、第5条関係)</p> <p>豊岡市立出石明治館</p> <table border="1" data-bbox="438 1142 670 2038"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>多目的集会室</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	使用料		午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	多目的集会室	1,200円	1,600円	<p>別表第3 (第4条の5、第5条関係)</p> <p>豊岡市立出石明治館</p> <table border="1" data-bbox="438 201 670 1097"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後6時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>多目的集会室</td> <td>1,300円</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	使用料		午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	多目的集会室	1,300円	1,700円
区分	使用料																		
午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																	
多目的集会室	1,200円	1,600円																	
区分	使用料																		
午前9時から午後10時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																	
多目的集会室	1,300円	1,700円																	

第112号議案

豊岡市立美術館「伊藤清永記念館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立美術館「伊藤清永記念館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、美術館「伊藤清永記念館」の入館料における区分の学生の20人以上の団体の入館料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立美術館「伊藤清永記念館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立美術館「伊藤清永記念館」の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「240円」に、「学生とは」を「学生」とは」に、「一般とは」を「一般」とは」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市立美術館「伊藤清永記念館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

美術館「伊藤清永記念館」の入館料について、区分の学生の20人以上の団体の入館料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市立美術館「伊藤清永記念館」の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
一般	区分 個人	略	入館料（1人1回につき）
	20人以上の団体		
学生	個人	略	300円
	20人以上の団体		200円
備考		備考	
1 学生とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生又は生徒をいう。		1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生又は生徒をいう。	
2 一般とは、未就学児、小学生、中学生及び学生以外の者をいう。		2 「一般」とは、未就学児、小学生、中学生及び学生以外の者をいう。	

第113号議案

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、日本・モンゴル民族博物館の観覧料の一部改定及び施設の使用料の引上げを行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「450円」を「400円」に、「250円」を「240円」に、「200円」を「250円」に、「150円」を「200円」に改める。

別表第2中「1,500円」を「1,600円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「5,000円」を「5,300円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 日本・モンゴル民族博物館の観覧料について、区分の小学生中学生の個人の観覧料を引き上げ、20人以上の団体の観覧料を改定すること。(別表第1関係)
- (2) 企画展示室、体験交流室及び天幕住居の使用料を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立日本・モンゴル民族博物館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第5条関係)		別表第1 (第5条関係)	
区分	観覧料 (1人1回につき)		備考
	個人	20人以上の団体	
一般	500円	450円	「一般」とは学生、中学生又は小学生以外の者で、
学生	300円	250円	15歳以上のものをいい、「学生」とは大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。
小学生中	200円	150円	
学生			
別表第2 (第7条、第11条関係)		別表第2 (第7条、第11条関係)	
区分	使用料		備考
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後9時から午後10時まで	
企画展示室	1,500円	2,000円	
体験交流室	1,200円	1,600円	
天幕住居 (ゲル)	1基につき5,000円	1基につき5,300円	
備考			
1 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割			

<p>割に相当する額を加算する。</p> <p>2 電気窯の使用料は、1回当たり1,000円とする。</p>	<p>に相当する額を加算する。</p>
--	---------------------

第114号議案

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、出石永楽館の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例（平成19年豊岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「10,700円」を「11,200円」に、「14,300円」を「15,000円」に、「12,800円」を「13,400円」に、「17,200円」を「18,000円」に、「400円」を「500円」に、「600円」を「700円」に、「700円」を「800円」に改める。

別表第2中「300円」を「400円」に、「240円」を「320円」に、「200円」を「240円」に、「160円」を「190円」に、「大人とは」を「「大人」とは」に、「学生とは」を「「学生」とは」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 出石永楽館の本館棟及び附属棟控室の使用に係る利用料金の限度額を引き上げること。(別表第1関係)
- (2) 出石永楽館の観覧に係る利用料金の限度額を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立石永楽館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第7条、第12条関係)		別表第1 (第7条、第12条関係)	
区分	利用料金の限度額	午前9時から午後1時まで	午後6時から午後10時まで
		午後5時まで	午後10時まで
本館棟	平日	10,700円	14,300円
	土曜日、日曜日及び休日	12,800円	17,200円
	附属棟控室A	400円	700円
附属棟控室B	400円	600円	700円
附属設備	略	略	略
備考	略	略	略
別表第2 (第12条関係)		別表第2 (第12条関係)	
区分	利用料金の限度額 (1人1回)	個人	団体 (20人以上)
		300円	240円
大人	200円	160円	320円
学生	200円	160円	190円
備考	略	略	略
1	大人とは、高等学校に就学できる年齢以上の者(学生を除く。)	1	「大人」とは、高等学校に就学できる年齢以上の者(学生を除く。)

<p>をいう。</p> <p>2 学生とは____、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。</p>	<p>をいう。</p> <p>2 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。</p>
---	---

第115号議案

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、体育施設の使用料等の
引上げ等の改正を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表第2 豊岡市竹野B & G海洋センターの項中「(7月及び8月については、午前9時から午後9時まで)」を削る。

別表第3の1の表中

1,650円	2,860円	4,510円
330円	330円	440円
160円	160円	220円
4,180円	7,260円	11,440円
440円	440円	550円
220円	220円	330円
1,650円	2,090円	2,750円
550円	660円	770円

を

1,700円	3,000円	4,700円
400円	400円	500円
200円	200円	250円
4,400円	7,600円	12,000円
500円	500円	600円
250円	250円	350円
1,700円	2,200円	2,900円
600円	700円	800円

に改め、同表備考1中「以下同じ」を

「以下この表において同じ」に改める。

別表第3の2の表中

330円	880円	1,100円	440円
550円	1,100円	1,540円	660円
530円	930円	1,070円	530円
日額	160円		
年額	2,750円		
日額	80円		
年額	1,320円		

を

「

400円	1,100円	1,400円	600円
700円	1,400円	2,000円	900円
700円	1,200円	1,400円	700円
日額 200円			
年額 3,600円			
日額 100円			
年額 1,800円			

に改め、同表備考1中「営利又

」

は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に、「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

「

別表第3の3の表中

990円	2,200円	2,860円	1,210円	
530円	930円	1,070円	530円	
1,100円	2,200円	3,080円	1,320円	1,320円
670円	1,170円	1,330円	670円	670円
270円	470円	530円	270円	270円
270円	470円	530円	270円	270円

を

」

「

1,300円	2,900円	3,700円	1,600円	
600円	1,000円	1,100円	600円	
1,400円	2,900円	4,000円	1,700円	1,700円
900円	1,500円	1,700円	900円	900円
400円	600円	700円	400円	400円
400円	600円	700円	400円	400円

に、

」

「

450円	450円	650円	650円	650円	650円	850円
日額 160円						
年額 2,750円						
日額 80円						
年額 1,320円						

を

」

「

500円	500円	700円	700円	700円	700円	900円
日額 200円						
年額 3,600円						
日額 100円						
年額 1,800円						

に改め、同表備考1中「営利又

」

は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に、「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表備考5中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表備考6中「300円」を「400円」に改める。

別表第3の4の表中

「

2,000円	2,700円	2,700円
2,000円	2,700円	2,700円
1,600円	2,200円	2,200円
500円	700円	700円
1,000円	1,300円	1,300円

を

」

「

2,600円	3,500円	3,500円
2,600円	3,500円	3,500円
2,100円	2,900円	2,900円
700円	900円	900円
1,300円	1,700円	1,700円

に改め、同表テ

」

ニスコート（1面につき）の項中「450円」を「500円」に、「650円」を「700円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表備考5中「300円」を「400円」に改める。

別表第3の5の表中

「

500円	700円	600円
------	------	------

を

1,000円	1,200円	1,100円
--------	--------	--------

700円	900円	800円
1,300円	1,600円	1,400円

に改め、同表備考

1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に、「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表備考4中「1時間当たり100円」を「2時間当たり300円」に改める。

別表第3の6の表中「220円」を「300円」に、「300円」を「400円」に改め、同表備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

別表第3の7の表中

1,000円	2,000円	3,000円
100円	200円	200円
50円	100円	100円
500円	1,000円	1,500円
100円	200円	200円
50円	100円	100円
1,000円	1,500円	2,000円
1,500円	2,000円	2,500円
100円	200円	200円
50円	100円	100円

を

1,100円	2,100円	3,100円
200円	300円	300円
100円	150円	150円
600円	1,100円	1,600円
200円	300円	300円
100円	150円	150円
1,100円	1,600円	
1,600円	2,100円	

に改め、同表備考

200円	300円	
100円	150円	

1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表中備考7を削り、備考8を備考7とする。

別表第3の8の表中「1,750円」を「1,800円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「300円」を「400円」に、「400円」を「500円」に改め、同表備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

別表第3の9の表中

1,000円	2,000円	3,000円	
600円	600円	800円	

を

1,100円	2,100円	3,100円	
700円	700円	900円	

に改め、同表備

考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

別表第3の10の表中

1,100円	2,200円	3,080円	1,320円	
670円	1,170円	1,330円	670円	
270円	470円	530円	270円	
270円	470円	530円	270円	
620円	1,330円	1,530円	620円	620円
410円	920円	1,020円	410円	410円

を

1,200円	2,300円	3,200円	1,400円	
700円	1,200円	1,400円	700円	
300円	500円	600円	300円	

に改め、同表

300円	500円	600円	300円	
700円	1,400円	1,600円	700円	700円
500円	1,000円	1,100円	500円	500円

備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に、「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表備考5中「300円」を「400円」に改める。

別表第3の11の(1)の表中「510円」を「600円」に改める。

別表第3の11の(2)の表入場料等を徴収しない場合の項中「3,300円」を「3,500円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「13,200円」を「13,800円」に、「16,000円」を「16,800円」に、「26,400円」を「27,700円」に、「32,000円」を「33,500円」に改め、同表入場料等を徴収する場合の項中「5,000円」を「5,200円」に、「6,000円」を「6,300円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「40,000円」を「41,900円」に、「48,000円」を「50,300円」に改め、同表備考5中「4,000円」を「4,400円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表備考9中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

別表第3の12の表中

「

2,100円	2,800円	1,400円	
2,100円	2,800円	1,400円	1,400円

を

「

2,200円	2,900円	1,500円	
2,700円	3,600円	1,800円	1,800円

に改め、同表テ

ニスコート（1面につき）の項中「600円」を「700円」に、「400円」を「500円」に改め、同表備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に、「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表備考4中「1,200円」を「1,600円」に、「800円」を「1,000円」に改め、同表備考5中「300円」を「400円」に改め、同表備考に次のように加える。

7 野球場の本部席（放送室を含む。）の冷暖房を使用する場合は、1時間あたり300円を加算する。

別表第3の13の(1)の表中

「

1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円
100円	100円	100円	100円	100円
50円	50円	50円	50円	50円

を

1,100円	1,100円	1,100円	1,600円	1,600円
200円	200円	200円	200円	200円
100円	100円	100円	100円	100円

に改め、同

表備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に、「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

別表第3の13の(2)の表中

500円
400円
400円
300円
250円
200円
5,000円
4,000円
2,500円
1,000円
1,000円
4,000円
3,500円
6,000円
5,000円
7,000円
6,000円

を

600円
500円
500円
400円
300円
250円
5,200円
4,200円
2,600円
1,100円
1,100円
4,200円
3,700円
6,300円
5,200円
7,300円
6,300円

に

改め、同表備考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表中備考9を備考10とし、備考4から備考8までを1ずつ繰り下げ、同表備考3中「前2号」を「前3号」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場

合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

別表第3の14の表中

500円	750円	1,000円	を に改め、同表備
300円	450円	600円	

600円	800円	1,100円	に改め、同表備
400円	500円	700円	

考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

別表第3の15の表中

500円	750円	1,000円	を に改め、同表備
300円	450円	600円	

600円	800円	1,100円	に改め、同表備
400円	500円	700円	

考1中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

別表第3の16の表中

500円	1,000円	1,500円	1,000円	を に改め、同表備考1
300円	600円	900円	600円	
400円	800円	1,200円	800円	

600円	1,100円	1,600円	1,100円	に改め、同表備考1
400円	700円	1,000円	700円	
500円	900円	1,300円	900円	

中「営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料」を「営利を目的として使用する場合の使用料」に改め、同表備考2中「除き、」の右に「第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、同表備考4中「1,600円」を「1,700円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、

同表備考5中「600円」を「700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 竹野B&G海洋センターのプールの開場時間について、7月及び8月の午後5時以後の開場を廃止すること。(別表第2関係)
- (2) 体育施設について、17施設の使用料等の引上げ、体育の目的以外に使用する場合の使用料等の加算倍率を10倍から1.5倍にする引下げ等の改正を行うこと。(別表第3関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第2（第4条の2関係）				別表第2（第4条の2関係）			
名称	休場日	開場時間		名称	休場日	開場時間	
豊岡市立市民体育館 ～ 豊岡市立菊屋島運動公園	略	略		豊岡市立市民体育館 ～ 豊岡市立菊屋島運動公園	略	略	
豊岡市竹野B & G海洋月曜日及び12月29日か(1)センター	翌年の1月3日まで (プールについては、 月曜日及び9月16日か(2) から翌年の5月31日まで)	体育館については、 午前9時から午後10時 まで		豊岡市竹野B & G海洋月曜日及び12月29日か(1)センター	翌年の1月3日まで (プールについては、 月曜日及び9月16日か(2) から翌年の5月31日まで)	体育館については、 午前9時から午後10時 まで	
豊岡市立竹野中央公園 ～ 豊岡市立但東スポーツ公園	略	略		豊岡市立竹野中央公園 ～ 豊岡市立但東スポーツ公園	略	略	
別表第3（第5条、第10条関係）				別表第3（第5条、第10条関係）			
1 豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館				1 豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館			
区分		使用料		区分		使用料	
		午前9時から	午後1時から	午後6時から			
		午後9時から	午後1時から	午後6時から			

		午後零時まで	午後5時まで	午後10時まで
市民体育館	占	1,650円	2,860円	4,510円
	用			
	使			
総合体育館	占	330円	330円	440円
	用			
	使			
総合体育館	占	4,180円	7,260円	11,440円
	用			
	使			
会議室	占	440円	440円	550円
	用			
	使			
ミーティング室	占	220円	220円	330円
	用			
	使			
会議室		1,650円	2,090円	2,750円
ミーティング室		550円	660円	770円
附属設備		略		
備考				
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下同じ。）。の10倍に相当する額とする。				
2～7 略				

		午後零時まで	午後5時まで	午後10時まで
市民体育館	占	1,700円	3,000円	4,700円
	用			
	使			
総合体育館	占	400円	400円	500円
	用			
	使			
総合体育館	占	4,400円	7,600円	12,000円
	用			
	使			
会議室	占	500円	500円	600円
	用			
	使			
ミーティング室	占	250円	250円	350円
	用			
	使			
会議室		1,700円	2,200円	2,900円
ミーティング室		600円	700円	800円
附属設備		略		
備考				
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）。の10倍に相当する額とする。				
2～7 略				

3～6 略

3 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

占有使用	区分		使用料						
	陸上競技場	陸上競技場	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	午後1時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後7時から午後9時30分まで	
			990円	2,200円	2,860円	1,210円			
	会議室		530円	930円	1,070円	530円			
	こうのりスタジオ		1,100円	2,200円	3,080円	1,320円	1,320円		
	放送室(スタジオボードを含む。)		670円	1,170円	1,330円	670円	670円		
	更衣室(シャワー室を含む。)		270円	470円	530円	270円	270円		
	本部室		270円	470円	530円	270円	270円		
	テニスコート(1面につき)		午前6時から午前8時30分	午前10時から午後	午後1時から午後	午後3時から午後	午後5時から午後	午後7時から午後	

3～6 略

3 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

占有使用	区分		使用料						
	陸上競技場	陸上競技場	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで	午後1時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後7時から午後9時30分まで	
			1,300円	2,900円	3,700円	1,600円			
	会議室		600円	1,000円	1,100円	600円			
	こうのりスタジオ		1,400円	2,900円	4,000円	1,700円	1,700円		
	放送室(スタジオボードを含む。)		900円	1,500円	1,700円	900円	900円		
	更衣室(シャワー室を含む。)		400円	600円	700円	400円	400円		
	本部室		400円	600円	700円	400円	400円		
	テニスコート(1面につき)		午前6時から午前8時30分	午前10時から午後	午後1時から午後	午後3時から午後	午後5時から午後	午後7時から午後	

	8時 30分 まで	午前 10時 まで	後零 時まで	3時 まで	5時 まで	7時 まで	9時 30分 まで	
	450 円	450 円	650 円	650 円	650 円	650 円	850 円	
練習使 用	陸上競技場		一般					日額 160円
			高校生、中 学生及び小 学生					年額 2,750円 日額 80円 年額 1,320円
附属設備		略						
備考								
<p>1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合 の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を 除く。以下同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、<u>市内に居住し、又は勤務する者（市内に 事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以 外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額 の1.5倍に相当する額とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 こうのとりのスタジアムの夜間照明施設を使用する場合は、1時間 当たり3,000円を加算する。</p> <p>6 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時 間当たり300円を加算する。</p>								

	8時 30分 まで	午前 10時 まで	後零 時まで	3時 まで	5時 まで	7時 まで	9時 30分 まで	
	500 円	500 円	700 円	700 円	700 円	700 円	900 円	
練習使 用	陸上競技場		一般					日額 200円
			高校生、中 学生及び小 学生					年額 3,600円 日額 100円 年額 1,800円
附属設備		略						
備考								
<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料 <u>は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を 除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</u></p> <p>2 前号に該当する場合を除き、<u>第3条第1項の目的以外の目的に使 用する場合は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に 事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以 外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額 の1.5倍に相当する額とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 こうのとりのスタジアムの夜間照明施設を使用する場合は、1時間 当たり3,100円を加算する。</p> <p>6 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時 間当たり400円を加算する。</p>								

5 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時間当たり300円を加算する。
6 略

5 豊岡市立城崎ポートセンター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
レクチャールーム	500円	700円	600円
トレーニングルーム	1,000円	1,200円	1,100円
附属設備	略		

備考

- 1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下同じ。）の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 略
- 4 使用者が個別にトレーニングルームを使用する場合の使用料は、1人につき1時間当たり100円とする。
- 5・6 略

5 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時間当たり400円を加算する。
6 略

5 豊岡市立城崎ポートセンター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで
レクチャールーム	700円	900円	800円
トレーニングルーム	1,300円	1,600円	1,400円
附属設備	略		

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する者又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 略
- 4 使用者が個別にトレーニングルームを使用する場合の使用料は、1人につき2時間当たり300円とする。
- 5・6 略

	生					
	中学生以下	50円	100円	100円	100円	
武道場	団体	500円	1,000円	1,500円	1,500円	
	個人	100円	200円	200円	200円	
	生					
	中学生以下	50円	100円	100円	100円	
プール	団体	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円	
	個人	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	
	生					
	中学生以下	50円	100円	100円	100円	

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、使用料は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が体育館及び武道場を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3～6 略

7 7月及び8月のプール使用における使用料の時間区分において、「午後6時から午後10時まで」とあるのは、「午後6時から午後9時まで」と読み替えるものとする。

	生					
	中学生以下	100円	150円	150円	150円	
武道場	団体	600円	1,100円	1,600円	1,600円	
	個人	200円	300円	300円	300円	
	生					
	中学生以下	100円	150円	150円	150円	
プール	団体	1,100円	1,600円	2,100円	2,100円	
	個人	200円	300円	300円	300円	
	生					
	中学生以下	100円	150円	150円	150円	

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合は、使用料は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が体育館及び武道場を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3～6 略

含む。)						
本部室	270円	470円	530円	270円		
多目的グラウンド	620円	1,330円	1,530円	620円	620円	
テニスコート (1面につき)	410円	920円	1,020円	410円	410円	
附属設備	略					
備考	<p>1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合は、<u>市内に居住し、在学し、又は 勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)</u>以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 多目的グラウンド及びテニスコート(1面)の夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり<u>300円</u>を加算する。</p> <p>6 略</p>					
11 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園	(1) センター棟					
会議室	区分			使用料		
	1時間当たり			510円		

含む。)						
本部室	300円	500円	600円	300円		
多目的グラウンド	700円	1,400円	1,600円	700円	700円	
テニスコート (1面につき)	500円	1,000円	1,100円	500円	500円	
附属設備	略					
備考	<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合は、<u>この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。)</u>の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合は、<u>市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)</u>以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 多目的グラウンド及びテニスコート(1面)の夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり<u>400円</u>を加算する。</p> <p>6 略</p>					
11 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園	(1) センター棟					
会議室	区分			使用料		
	1時間当たり			600円		

(2) 芝生グラウンド

区分		使用料（1時間当たり）
入場料等を徴収しない場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収する場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収する場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収しない場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収する場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日

備考

1～4 略

5 照明設備を使用する場合は、1時間当たり、その全部を点灯して使用する場合は、4,000円、その4分の3を点灯して使用する

(2) 芝生グラウンド

区分		使用料（1時間当たり）
入場料等を徴収しない場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収する場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収しない場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
入場料等を徴収する場合	営利目的以外の目的に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日
	スポーツ活動に使用する場合	平日 土曜日、日曜日及び休日

備考

1～4 略

5 照明設備を使用する場合は、1時間当たり、その全部を点灯して使用する場合は、4,400円、その4分の3を点灯して使用する

場合にあっては3,000円、その2分の1を点灯して使用する場合には
 2,000円、その4分の1を点灯して使用する場合には
 1,000円をそれぞれ加算する。

6～8 略

9 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日
 を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
 第3条の休日という。

12 豊岡市立出石総合スポーツセンター

区分	使用料			
	午前8時30分 分から午後 零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後7時 30分まで	午後7時30分 から午後9時 30分まで
陸上競技場	2,100円	2,800円	1,400円	1,400円
野球場	2,100円	2,800円	1,400円	1,400円
テニスコート（1 面につき）	午前8時 30分から 午後零時 まで	午後1時か ら午後3時 まで	午後5時30 分から午後 7時30分ま で	午後7時 30分から 午後9時 30分まで
附属設備	略			

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外に使用する場合
 の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を
 除く。以下同じ。）の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、

場合にあっては3,300円、その2分の1を点灯して使用する場合には
 2,200円、その4分の1を点灯して使用する場合には
 1,100円をそれぞれ加算する。

6～8 略

9 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日
 を、「休日」とは国民の祝日に関する法律
 第3条の休日という。

12 豊岡市立出石総合スポーツセンター

区分	使用料			
	午前8時30分 分から午後 零時まで	午後1時から 午後5時30分 まで	午後5時30分 から午後7時 30分まで	午後7時30分 から午後9時 30分まで
陸上競技場	2,200円	2,900円	1,500円	1,800円
野球場	2,700円	3,600円	1,800円	1,800円
テニスコート（1 面につき）	午前8時 30分から 午後零時 まで	午後1時か ら午後3時 まで	午後5時30 分から午後 7時30分ま で	午後7時 30分から 午後9時 30分まで
附属設備	略			

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料
 は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を
 除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の使

市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 略

4 野球場夜間照明施設を使用する場合は、30分当たり、その全部を点灯して使用する場合は1,200円、その一部を点灯して使用する場合は800円をそれぞれ加算する。

5 テニスコート夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり1面につき300円を加算する。

6 略

13 豊岡市出石B & G海洋センター

(1) 体育館

区分	使用料							
	午前9時から零時まで	午後1時30分から3時まで	午後3時5分から5時まで	午後6時15分から8時まで	午後8時30分から10時まで	午後10時30分から12時まで	午後12時30分から14時まで	午後14時30分から16時まで
団体	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
個人	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円
一般及び高校生								
中学生以下	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円

備考

用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 略

4 野球場夜間照明施設を使用する場合は、30分当たり、その全部を点灯して使用する場合は1,600円、その一部を点灯して使用する場合は1,000円をそれぞれ加算する。

5 テニスコート夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり1面につき400円を加算する。

6 略

7 野球場の本部席（放送室を含む。）の冷暖房を使用する場合は、1時間あたり300円を加算する。

13 豊岡市出石B & G海洋センター

(1) 体育館

区分	使用料							
	午前9時から零時まで	午後1時30分から3時まで	午後3時5分から5時まで	午後6時15分から8時まで	午後8時30分から10時まで	午後10時30分から12時まで	午後12時30分から14時まで	午後14時30分から16時まで
団体	1,100円	1,100円	1,100円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
個人	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円	200円
一般及び高校生								
中学生以下	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円

備考

ス (月額)	子ども及び高齢者	5,000円
週3回コース (月額)	大人及び親子	7,000円
ス (月額)	子ども及び高齢者	6,000円

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 略

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額 (前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額) の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

14 豊岡市立資母体育館

区分

使用料

ス (月額)	子ども及び高齢者	5,200円
週3回コース (月額)	大人及び親子	7,300円
ス (月額)	子ども及び高齢者	6,300円

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合は、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 略

4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額 (前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額) の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

14 豊岡市立資母体育館

区分

使用料

	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
体育室	500円	750円	1,000円
全室	300円	450円	600円
室の2分の1			
備考	<p>1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の<u>使用料</u>は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、<u>市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</u></p>		
3・4	略		

15 豊岡市立但東中央体育館

	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
体育室	500円	750円	1,000円
全室	300円	450円	600円
室の2分の1			
備考	<p>1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の<u>使用料</u>は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、</p>		

	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
体育室	600円	800円	1,100円
全室	400円	500円	700円
室の2分の1			
備考	<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合の<u>使用料</u></p> <p>_____は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は<u>市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</u></p>		
3・4	略		

15 豊岡市立但東中央体育館

	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
体育室	600円	800円	1,100円
全室	400円	500円	700円
室の2分の1			
備考	<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合の<u>使用料</u></p> <p>_____は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用</p>		

_____ 市内に居住し、在学し、又は _____ 勤務する者（市内に
事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以
外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額
の1.5倍に相当する額とする。

3～4 略

16 豊岡市立但東スポーツ公園

区分	使用料			
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
多目的グラウンド	500円	1,000円	1,500円	1,000円
	300円	600円	900円	600円
テニスコート	400円	800円	1,200円	800円

備考

- 1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、_____ 市内に居住し、在学し、又は _____ 勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に
事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以
外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額
の1.5倍に相当する額とする。

3～4 略

16 豊岡市立但東スポーツ公園

区分	使用料			
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
多目的グラウンド	600円	1,100円	1,600円	1,100円
	400円	700円	1,000円	700円
テニスコート	500円	900円	1,300円	900円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料
_____ は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 略

4 多目的グラウンドの夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり、20灯用は1,600円、10灯用は1,000円をそれぞれ加算する。

5 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時間当たり600円を加算する。

6 略

3 略

4 多目的グラウンドの夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり、20灯用は1,700円、10灯用は1,100円をそれぞれ加算する。

5 テニスコートの夜間照明施設を使用する場合は、1面につき1時間当たり700円を加算する。

6 略

第116号議案

豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、日高文化体育館の利用料金の限度額の引上げ等の改正をするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表中

大ホール	可動席を使用しない場合	1,580円	2,740円	4,320円
	可動席を使用する場合	7,380円	8,640円	10,320円
ステージ		790円	1,370円	2,160円
小ホール		1,180円	2,050円	3,240円
ミーティングルーム		300円	400円	500円
会議室		540円	720円	900円
更衣室(1室につき)		300円	400円	500円
ミキサー室		2,000円	2,500円	3,000円
トレーニング室		1人1回あたり 110円		

を

大ホール	可動席を使用しない場合	2,100円	3,600円	5,600円
	可動席を使用する場合	9,600円	11,200円	13,400円
ステージ		1,000円	1,800円	2,800円
小ホール		1,500円	2,700円	4,200円
ミーティングルーム		400円	500円	700円
会議室1		700円	900円	1,200円
会議室2		700円	900円	1,200円
更衣室(1室につき)		400円	500円	700円
ミキサー室		2,600円	3,300円	3,900円

に改め、同表

備考8中「及び会議室」を「、会議室1及び会議室2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例

の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の内容

日高文化体育館の利用料金の限度額の引上げ及び当該施設の区分のうちトレーニング室を廃止し、会議室2とすること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第4条、第9条関係)	別表 (第4条、第9条関係)	別表 (第4条、第9条関係)	別表 (第4条、第9条関係)
区分	利用料金の限度額	区分	利用料金の限度額
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
午後5時から午後10時まで	午後5時から午後10時まで	午後5時から午後10時まで	午後5時から午後10時まで
大ホール	1,580円	大ホール	2,100円
小ホール	790円	小ホール	1,000円
ミーティングルーム	300円	ミーティングルーム	400円
会議室	540円	会議室1	700円
更衣室 (1室につき)	300円	更衣室 (1室につき)	400円
ミキサー室	2,000円	ミキサー室	2,600円
トレーニング室	1人1回あたり 110円	トレーニング室	略
附属設備	略	附属設備	略
備考		備考	
1～7 略		1～7 略	
8 大ホール、ステージ、小ホール、ミーティングルーム及び会議室		8 大ホール、ステージ、小ホール、ミーティングルーム、会議室1及び会議室2で、冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額 (使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定す	

るそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。)の5割(第4号の使用の場合は2.5割)に相当する額を加算する。

9 略

るそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。)の5割(第4号の使用の場合は2.5割)に相当する額を加算する。

9 略

第117号議案

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、学校施設の使用料を引き上げるため。

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例（平成19年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

3,400円	4,500円	4,500円
2,100円	2,800円	2,800円
1,100円	1,400円	1,400円
800円	900円	900円

を

3,600円	4,800円	4,800円
2,200円	3,000円	3,000円
1,200円	1,500円	1,500円
900円	1,000円	1,000円

に改め、同表備考3中「200

円」を「300円」に、「600円」を「700円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける学校施設（屋外運動場照明施設を除く。以下同じ。）の使用について適用し、同日前に許可を受けている学校施設の使用については、なお従前の例による。

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

学校施設における屋内運動場、柔剣道場、多目的ホール、屋外運動場等の使用料及び屋外運動場照明施設を使用する場合の加算額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける学校施設(屋外運動場照明施設を除く。以下同じ。)の使用について適用し、同日前に許可を受けている学校施設の使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
区分	使用料	使用料	
		午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
屋内運動場	3,400円	3,600円	4,800円
柔剣道場	2,100円	2,200円	3,000円
特別教室、クラブハウス、多目的ホール又は遊戯室	1,100円	1,200円	1,500円
屋外運動場	800円	900円	1,000円
備考			
1～2 略			
3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、中竹野小学校及び高橋小学校にあつては1時間当たり200円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、奈佐小学校、港西小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあつては1時間当たり600円、城崎中学校にあつては1時間当たり1,000円をそれぞれ加算する。			
4 略			

第118号議案

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、健康福祉センターの使
用料等を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

2,700円	4,200円	5,700円
3,600円	5,400円	7,300円

を

2,800円	4,400円	6,000円
3,800円	5,700円	7,700円

に改める。

別表第2中

3,600円	5,400円	7,300円
2,000円	3,200円	4,200円
2,500円	3,700円	4,700円

を

3,800円	5,700円	7,700円
2,100円	3,400円	4,400円
2,600円	3,900円	4,900円

に改める。

別表第3中

2,000円	3,200円	4,200円
2,000円	3,200円	4,200円
2,000円	3,200円	4,200円
1,500円	2,500円	3,000円
2,500円	3,700円	4,700円

を

2,100円	3,400円	4,400円
2,100円	3,400円	4,400円
2,100円	3,400円	4,400円
1,600円	2,600円	3,100円
2,600円	3,900円	4,900円

に改める。

別表第4中

2,000円	3,200円	4,200円
1,300円	2,200円	2,700円
3,600円	5,400円	7,300円
2,000円	3,200円	4,200円
1,300円	2,200円	2,700円

を

に改める。

2,100円	3,400円	4,400円
1,400円	2,300円	2,800円
3,800円	5,700円	7,700円
2,100円	3,400円	4,400円
1,400円	2,300円	2,800円

別表第5中「500円」を「520円」に、「5,000円」を「5,240円」に、「50,000円」を「52,400円」に改める。

別表第6中

3,600円	5,400円	7,300円
2,500円	3,700円	4,700円
2,000円	3,200円	4,200円
2,000円	3,200円	4,200円
2,000円	3,200円	4,200円
1,200円	1,800円	2,500円
1,300円	2,200円	2,700円

を

に改める。

3,800円	5,700円	7,700円
2,600円	3,900円	4,900円
2,100円	3,400円	4,400円
2,100円	3,400円	4,400円
2,100円	3,400円	4,400円
1,300円	1,900円	2,600円
1,400円	2,300円	2,800円

別表第7の(1)の表中「

3,600円	5,400円	7,300円
--------	--------	--------

を

「

3,800円	5,700円	7,700円
--------	--------	--------

」に改める。

別表第7の(2)の表中

2,500円	3,700円	4,700円
2,700円	4,200円	5,700円
1,300円	2,200円	2,700円
2,000円	3,200円	4,200円
1,300円	2,200円	2,700円

」を

「

2,600円	3,900円	4,900円
2,800円	4,400円	6,000円
1,400円	2,300円	2,800円
2,100円	3,400円	4,400円
1,400円	2,300円	2,800円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第7までの規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

豊岡健康福祉センター、城崎健康福祉センター、竹野健康福祉センター、日高健康福祉センター、出石健康福祉センター及び但東健康福祉センターの使用料並びに日高東部健康福祉センターの利用料金の限度額を引き上げること。(別表第1から別表第7関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表第1から別表第7までの規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第3条、第10条関係) 豊岡市立豊岡健康福祉センター		別表第1 (第3条、第10条関係) 豊岡市立豊岡健康福祉センター	
区分	使用料	区分	使用料
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
第1会議室	2,700円	第1会議室	2,800円
第2会議室	3,600円	第2会議室	3,800円
附属設備	略	附属設備	略
備考	略	備考	略
別表第2 (第3条、第10条関係) 豊岡市立城崎健康福祉センター		別表第2 (第3条、第10条関係) 豊岡市立城崎健康福祉センター	
区分	使用料	区分	使用料
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
多機能ホール	3,600円	多機能ホール	3,800円
第1研修室	2,000円	第1研修室	2,100円
栄養指導室	2,500円	栄養指導室	2,600円
附属設備	略	附属設備	略
備考	略	備考	略

別表第3 (第3条、第10条関係)

豊岡市立竹野健康福祉センター

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
会議室	2,000円	3,200円
理学療法室兼作業療法室	2,000円	3,200円
視聴覚研修室	2,000円	3,200円
O.A.研修室	1,500円	2,500円
日常生活訓練室兼栄養指導室	2,500円	3,700円
備考	略	

別表第3 (第3条、第10条関係)

豊岡市立竹野健康福祉センター

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
会議室	2,100円	3,400円
理学療法室兼作業療法室	2,100円	3,400円
視聴覚研修室	2,100円	3,400円
O.A.研修室	1,600円	2,600円
日常生活訓練室兼栄養指導室	2,600円	3,900円
備考	略	

別表第4 (第3条、第10条関係)

豊岡市立日高健康福祉センター

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
会議室	2,000円	3,200円
研修室 (和室)	1,300円	2,200円
多目的集団指導室	3,600円	5,400円
視聴覚研修室	2,000円	3,200円
研修室 (洋室)	1,300円	2,200円
附属設備	略	

別表第4 (第3条、第10条関係)

豊岡市立日高健康福祉センター

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
会議室	2,100円	3,400円
研修室 (和室)	1,400円	2,300円
多目的集団指導室	3,800円	5,700円
視聴覚研修室	2,100円	3,400円
研修室 (洋室)	1,400円	2,300円
附属設備	略	

備考 略

別表第5 (第3条、第13条関係)

豊岡市立日高東部健康福祉センター

区分	利用料金の限度額
温水プール	1人1回につき500円
	1人1月につき5,000円
	1人1年につき50,000円
健康スタジオ	1人1回につき500円
	1人1月につき5,000円
	1人1年につき50,000円

別表第6 (第3条、第10条関係)

豊岡市立出石健康福祉センター

区分	使用料		
	午前9時から 後零時まで	午後1時から 後5時まで	午後6時から 後10時まで
多目的ホール	3,600円	5,400円	7,300円
給食調理室	2,500円	3,700円	4,700円
第2会議室	2,000円	3,200円	4,200円
娯楽室(和室)	2,000円	3,200円	4,200円
健康相談室	2,000円	3,200円	4,200円
茶室(和室)	1,200円	1,800円	2,500円
ボランテニア室	1,300円	2,200円	2,700円

附属設備

略

備考 略

備考 略

別表第5 (第3条、第13条関係)

豊岡市立日高東部健康福祉センター

区分	利用料金の限度額
温水プール	1人1回につき520円
	1人1月につき5,240円
	1人1年につき52,400円
健康スタジオ	1人1回につき520円
	1人1月につき5,240円
	1人1年につき52,400円

別表第6 (第3条、第10条関係)

豊岡市立出石健康福祉センター

区分	使用料		
	午前9時から 後零時まで	午後1時から 後5時まで	午後6時から 後10時まで
多目的ホール	3,800円	5,700円	7,700円
給食調理室	2,600円	3,900円	4,900円
第2会議室	2,100円	3,400円	4,400円
娯楽室(和室)	2,100円	3,400円	4,400円
健康相談室	2,100円	3,400円	4,400円
茶室(和室)	1,300円	1,900円	2,600円
ボランテニア室	1,400円	2,300円	2,800円

附属設備

略

備考 略

別表第7 (第3条、第10条関係)

豊岡市立但東健康福祉センター

(1) 保健センター

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
トレーニング室	3,600円	5,400円
トレーニング室	3,600円	7,300円
附属設備	略	
備考	略	

(2) 高齢者等活動生活支援促進機械施設

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
給食調理室	2,500円	3,700円
交流促進室	2,700円	4,200円
研修室	1,300円	2,200円
農林産品製作室	2,000円	3,200円
ボランティア推進室	1,300円	2,200円
附属設備	略	
備考	略	

別表第7 (第3条、第10条関係)

豊岡市立但東健康福祉センター

(1) 保健センター

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
トレーニング室	3,800円	5,700円
トレーニング室	3,800円	7,700円
附属設備	略	
備考	略	

(2) 高齢者等活動生活支援促進機械施設

区分	使用料	
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後6時から午後10時まで
給食調理室	2,600円	3,900円
交流促進室	2,800円	4,400円
研修室	1,400円	2,300円
農林産品製作室	2,100円	3,400円
ボランティア推進室	1,400円	2,300円
附属設備	略	
備考	略	

第119号議案

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、老人福祉センターの利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表集会室の項中「3,500円」を「3,700円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「5,000円」を「5,200円」に改め、同表休養室の項及び第1教養室兼娯楽室の項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同表第2教養室兼娯楽室の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表第3教養室兼娯楽室の項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表浴室の項中「120円」を「180円」に改める。

別表第2の2の表集会及び運動指導室の項中「3,500円」を「3,700円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「5,000円」を「5,200円」に改め、同表教養娯楽室の項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,400円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同表図書室の項、生活相談室の項及び健康相談室の項中「1,400円」を「1,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

長寿園及び竹野老人福祉センターの利用料金の限度額を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行

改正後 (案)

別表第2 (第5条、第10条関係)

別表第2 (第5条、第10条関係)

1 豊岡市立長寿園

1 豊岡市立長寿園

区分	利用料金の限度額	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで
集会室	3,500円	4,000円
休養室	1,200円	1,300円
第1教養室 兼娛樂室	1,200円	1,300円
第2教養室 兼娛樂室	800円	900円
第3教養室 兼娛樂室	700円	800円
浴室	1人1回につき120円	
備考	略	

区分	利用料金の限度額	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで
集会室	3,700円	4,200円
休養室	1,300円	1,400円
第1教養室 兼娛樂室	1,300円	1,400円
第2教養室 兼娛樂室	800円	900円
第3教養室 兼娛樂室	700円	800円
浴室	1人1回につき180円	
備考	略	

2 豊岡市立竹野老人福祉センター

2 豊岡市立竹野老人福祉センター

区分	利用料金の限度額	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで
集会及び運動指導室	3,500円	4,000円
		5,000円

区分	利用料金の限度額	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで
集会及び運動指導室	3,700円	4,200円
		5,200円

教養娯楽室	1,200円	1,300円	1,800円
図書室	800円	900円	1,400円
生活相談室	800円	900円	1,400円
健康相談室	800円	900円	1,400円
備考 略			

教養娯楽室	1,300円	1,400円	1,900円
図書室	800円	900円	1,500円
生活相談室	800円	900円	1,500円
健康相談室	800円	900円	1,500円
備考 略			

第120号議案

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、健康増進施設の利用料
金の限度額を引き上げるため。

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「2,000円」を「2,100円」に、「2,500円」を「2,600円」に改め、同表の2の項中「2,000円」を「2,100円」に、「2,500円」を「2,600円」に改め、同表の3の項中「2,000円」を「2,100円」に、「2,500円」を「2,600円」に改め、同表備考2中「第3項のセンターにおいて、施設の目的以外の目的に使用するとき」を「使用者が営利を目的として使用する場合」に改め、「規定する」の右に「それぞれの」を加え、同表備考3中「第3項のセンターを市民以外の者が使用するとき」を「備考2に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合」に改め、「規定する」の右に「それぞれの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 要綱

1 改正の内容

竹野多目的屋内運動広場、出石多目的屋内運動場及び但東健康増進センターにおける使用時間に係る利用料金の限度額を引き上げ、介護予防事業、健康づくり事業等に関する事業以外に使用する場合の利用料金の限度額に乗算される倍率を引き下げる。こと。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後 (案)			
別表 (第3条の4、第9条関係)				別表 (第3条の4、第9条関係)			
施設	使用時間	利用料金の限度額		施設	使用時間	利用料金の限度額	
1 豊岡市立竹野多目的屋内運動広場	午前8時から午後5時まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	2,000円 2,000円 2,500円		1 豊岡市立竹野多目的屋内運動広場	午前8時から午後5時まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	2,100円 2,100円 2,600円	
2 豊岡市立出石多目的屋内運動広場 (屋外広場を除く。)	午前8時から午後5時まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	2,000円 2,000円 2,500円		2 豊岡市立出石多目的屋内運動広場 (屋外広場を除く。)	午前8時から午後5時まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	2,100円 2,100円 2,600円	
3 豊岡市立但東健康増進センター	午前8時から午後5時まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	2,000円 2,000円 2,500円		3 豊岡市立但東健康増進センター	午前8時から午後5時まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	2,100円 2,100円 2,600円	

<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 第3項のセンターにおいて、施設の目的以外の目的に使用すると <u> </u>の利用料金の限度額は、この表に規定する <u> </u> 額の10倍に 相当する額とする。</p> <p>3 第3項のセンターを市民以外の者が使用するとき <u> </u> <u> </u> <u> </u>の利用料金の限度額は、この表に規定する <u> </u>額の2倍に相当する額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 使用者が営利を目的として使用する場合 <u> </u>の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に 相当する額とする。</p> <p>3 備考2に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に 使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内 に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。） 以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定する それぞれの額の2倍に相当する額とする。</p>
--	---

第121号議案

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、総合健康ゾーン健康増進施設の利用料金の限度額の引上げ等を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例（平成21年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第17条関係）

施設	利用料金の限度額
プール	1人1回につき1,600円
トレーニングジム	1人1回につき1,600円
スタジオ	1人1回につき1,600円
浴室	1人1回につき1,100円
プール、トレーニングジム、スタジオ及び浴室	1人1月につき7,300円
	1人1回につき3,100円
調理実習室	1台1時間につき1,100円
	1室貸切り1時間につき3,100円
クライミングウォール（上級者用）	1人1回につき2,100円
	1面貸切り1時間につき5,200円
多目的コート	1面1時間につき6,300円
専用ロッカー	1日につき400円
クライミングウォール用具	1回につき1,100円
備考 「専用ロッカー」とは、原則として1月を単位とし、特定の者が使用することができるロッカーをいう。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の内容

総合健康ゾーン健康増進施設におけるプール、トレーニングジム等の利用料金の限度額を引き上げ、スタジオの利用料金の限度額を新設すること。(別表第1関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第9条、第17条関係)		別表第1 (第9条、第17条関係)	
施設	利用料金の限度額	施設	利用料金の限度額
プール	1人1回につき1,500円	プール	1人1回につき1,600円
トレーニングジム	1人1回につき1,500円	トレーニングジム	1人1回につき1,600円
浴室	1人1回につき1,000円	スタジオ	1人1回につき1,600円
プール、トレーニングジム、スタジオ	1人1月につき7,000円	浴室	1人1回につき1,100円
及び浴室	1人1回につき3,000円	プール、トレーニングジム、スタジオ	1人1月につき7,300円
調理実習室	1台1時間につき1,000円	及び浴室	1人1回につき3,100円
	1室貸切り1時間につき3,000円	調理実習室	1台1時間につき1,100円
	円		1室貸切り1時間につき3,100円
クライミングウォール (上級者用)	1人1回につき2,000円	クライミングウォール (上級者用)	1人1回につき2,100円
	1面貸切り1時間につき5,000円		1面貸切り1時間につき5,200円
	円		円
多目的コート	1面1時間につき6,000円	多目的コート	1面1時間につき6,300円
専用ロッカー	1日につき300円	専用ロッカー	1日につき400円
クライミングウォール用具	1回につき1,000円	クライミングウォール用具	1回につき1,100円
備考 専用ロッカーとは、原則として1月を単位とし、特定の者が使用する事ができるロッカーをいう。		備考 「専用ロッカー」とは、原則として1月を単位とし、特定の者が使用する事ができるロッカーをいう。	

第122号議案

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、宿泊室の施設区分及び利用料金の限度額の改正を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

一般客室	1泊1部屋	20,000円
特別客室		30,000円

を

「

客室	1人1泊	30,000円
----	------	---------

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける宿泊室の使用について適用し、同日前に許可を受けている宿泊室の使用については、なお従前の例による。

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の内容

宿泊室の施設区分及び利用料金の限度額を改正すること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける宿泊室の使用について適用し、同日前に許可を受けている宿泊室の使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)															
<p>別表第2 (第7条、第12条関係)</p> <p>(1) 宿泊室</p> <table border="1" data-bbox="422 1153 566 2049"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>利用料金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般客室</td> <td>1泊1部屋</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>特別客室</td> <td></td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 宿泊室以外</p> <p>略</p>	施設	単位	利用料金の限度額	一般客室	1泊1部屋	20,000円	特別客室		30,000円	<p>別表第2 (第7条、第12条関係)</p> <p>(1) 宿泊室</p> <table border="1" data-bbox="422 212 566 1108"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>利用料金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>客室</td> <td>1人1泊</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>(2) 宿泊室以外</p> <p>略</p>	施設	単位	利用料金の限度額	客室	1人1泊	30,000円
施設	単位	利用料金の限度額														
一般客室	1泊1部屋	20,000円														
特別客室		30,000円														
施設	単位	利用料金の限度額														
客室	1人1泊	30,000円														

第123号議案

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、温泉の供給料金の一部の引上げ等の改正を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例

豊岡市温泉供給条例（平成18年豊岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第2条第1項第1号及び第2号による温泉の供給にあつては毎月」を「第2条第1項第1号による温泉の供給にあつては毎月、同項第2号による温泉の供給にあつては隔月」に改める。

別表第1中「1468番地」を「1468番地の4」に、「407番地」を「407番地の2」に改める。

別表第2中「1,500円」を「1,570円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「600円」を「630円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

この条例中別表第1の改正規定は公布の日から、第5条第2項及び別表第2の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 温泉の供給料金の徴収について、温泉の供給種別が温泉配湯管によるものにあつては、毎月の徴収から隔月の徴収にすること。(第5条関係)
- (2) 泉源の位置の規定について、竹野温泉にあつては位置を竹野町竹野1468番地から1468番地の4に、シルク温泉にあつては但東町相田407番地、695番地を407番地の2、695番地に改めること。(別表第1関係)
- (3) 温泉の供給料金について、竹野温泉の温泉配湯車による料金並びに神鍋温泉及び出石温泉の温泉配湯管による料金を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

この条例の(2)の泉源の位置の改正規定については公布の日から、(1)の供給料金の徴収及び(3)の供給料金の引上げの改正規定については令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市温泉供給条例新旧対照表

現行	改正後 (案)																																																														
<p>(供給種別及び供給料金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 料金は、第2条第1項第1号及び第2号による温泉の供給にあつては毎月、同項第3号による温泉の供給にあつてはその都度、当該供給を受けた者から徴収するものとする。</p> <p>別表第1 (第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="670 1137 917 2067"> <thead> <tr> <th>泉源</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹野温泉</td> <td>豊岡市竹野町竹野1468番地</td> </tr> <tr> <td>神鍋温泉</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>出石温泉</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>シルク温泉</td> <td>豊岡市但東町相田407番地、695番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="973 1137 1366 2067"> <thead> <tr> <th>泉源</th> <th>供給種別</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹野温泉</td> <td>温泉配湯車によるもの</td> <td>1 m³当たり1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神鍋温泉</td> <td>温泉配湯管によるもの</td> <td>1 m³当たり1,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出石温泉</td> <td>温泉配湯管によるもの</td> <td>営業用 1 m³当たり600円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>公益用 1 m³当たり300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シルク温泉</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	泉源	位置	竹野温泉	豊岡市竹野町竹野1468番地	神鍋温泉	略	出石温泉	略	シルク温泉	豊岡市但東町相田407番地、695番地	泉源	供給種別	料金	竹野温泉	温泉配湯車によるもの	1 m ³ 当たり1,500円	神鍋温泉	温泉配湯管によるもの	1 m ³ 当たり1,000円	略	略	出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用 1 m ³ 当たり600円	略	公益用 1 m ³ 当たり300円	シルク温泉	略	略	略	略	<p>(供給種別及び供給料金)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 料金は、第2条第1項第1号による温泉の供給にあつては毎月、同項第2号による温泉の供給にあつては隔月、同項第3号による温泉の供給にあつてはその都度、当該供給を受けた者から徴収するものとする。</p> <p>別表第1 (第1条関係)</p> <table border="1" data-bbox="670 194 917 1137"> <thead> <tr> <th>泉源</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹野温泉</td> <td>豊岡市竹野町竹野1468番地の4</td> </tr> <tr> <td>神鍋温泉</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>出石温泉</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>シルク温泉</td> <td>豊岡市但東町相田407番地の2、695番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="973 194 1366 1137"> <thead> <tr> <th>泉源</th> <th>供給種別</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹野温泉</td> <td>温泉配湯車によるもの</td> <td>1 m³当たり1,570円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神鍋温泉</td> <td>温泉配湯管によるもの</td> <td>1 m³当たり1,050円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出石温泉</td> <td>温泉配湯管によるもの</td> <td>営業用 1 m³当たり630円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>公益用 1 m³当たり310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シルク温泉</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	泉源	位置	竹野温泉	豊岡市竹野町竹野1468番地の4	神鍋温泉	略	出石温泉	略	シルク温泉	豊岡市但東町相田407番地の2、695番地	泉源	供給種別	料金	竹野温泉	温泉配湯車によるもの	1 m ³ 当たり1,570円	神鍋温泉	温泉配湯管によるもの	1 m ³ 当たり1,050円	略	略	出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用 1 m ³ 当たり630円	略	公益用 1 m ³ 当たり310円	シルク温泉	略	略	略	略
泉源	位置																																																														
竹野温泉	豊岡市竹野町竹野1468番地																																																														
神鍋温泉	略																																																														
出石温泉	略																																																														
シルク温泉	豊岡市但東町相田407番地、695番地																																																														
泉源	供給種別	料金																																																													
竹野温泉	温泉配湯車によるもの	1 m ³ 当たり1,500円																																																													
神鍋温泉	温泉配湯管によるもの	1 m ³ 当たり1,000円																																																													
	略	略																																																													
出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用 1 m ³ 当たり600円																																																													
	略	公益用 1 m ³ 当たり300円																																																													
シルク温泉	略	略																																																													
	略	略																																																													
泉源	位置																																																														
竹野温泉	豊岡市竹野町竹野1468番地の4																																																														
神鍋温泉	略																																																														
出石温泉	略																																																														
シルク温泉	豊岡市但東町相田407番地の2、695番地																																																														
泉源	供給種別	料金																																																													
竹野温泉	温泉配湯車によるもの	1 m ³ 当たり1,570円																																																													
神鍋温泉	温泉配湯管によるもの	1 m ³ 当たり1,050円																																																													
	略	略																																																													
出石温泉	温泉配湯管によるもの	営業用 1 m ³ 当たり630円																																																													
	略	公益用 1 m ³ 当たり310円																																																													
シルク温泉	略	略																																																													
	略	略																																																													

第124号議案

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、城崎国際アートセンターのホールの使用料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

16,200円	27,000円	32,400円
27,000円	31,000円	39,100円

を

「

16,500円	27,500円	33,000円
27,500円	31,500円	39,800円

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

城崎国際アートセンターのホールの使用料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立城崎国際アームセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第7条、第12条関係)		別表 (第7条、第12条関係)	
施設	使用料	午前9時から午後1時から午後6時から午後	午前9時から午後1時から午後6時から午後
		後零時まで 10時まで	後5時まで 10時まで
ホール	平日	16,200円	16,500円
	土曜日、日	27,000円	27,500円
	曜日及び休日		31,500円
	日		33,000円
スタジオ1			
～	略		
附属設備			
備考 略			

第125号議案

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、奈佐森林公園のキャン
プ用施設及びふれあい館の使用料を引き上げるため。

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表中

2,200円
1,100円
1,000円

を

2,300円
1,200円
1,100円

に、「1日と

は」を「「1日」とは」に改める。

別表第2の(2)の表中

1,700円	2,700円	4,400円	1,100円	3,800円	5,500円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

「

1,800円	2,800円	4,600円	1,200円	4,000円	5,800円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

奈佐森林公園のキャンプ用施設及びふれあい館の使用料を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第2 (第4条、第9条関係) 豊岡市立奈佐森林公園 (1) キャンプ用施設		別表第2 (第4条、第9条関係) 豊岡市立奈佐森林公園 (1) キャンプ用施設	
施設	使用区分	施設	使用区分
常設テントサイト	1基 (1日当たり)	常設テントサイト	1基 (1日当たり)
持込テントサイト	1区画 (1日当たり)	持込テントサイト	1区画 (1日当たり)
炊事セット	1式 (1日当たり)	炊事セット	1式 (1日当たり)
シャワー	1回	シャワー	1回
備考	1日とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。	備考	「1日」とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。
(2) ふれあい館		(2) ふれあい館	
施設	使用料	施設	使用料
午前9時から午後5時	1,700円	午前9時から午後5時	1,800円
午後1時から午後5時	2,700円	午後1時から午後5時	2,800円
午後6時から午後8時	1,100円	午後6時から午後8時	1,200円
午前9時から午後9時	4,400円	午前9時から午後9時	4,600円
午後1時から午後8時	3,800円	午後1時から午後8時	4,000円
午前9時から午後9時	5,500円	午前9時から午後9時	5,800円
ふれあい館		ふれあい館	

第126号議案

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、中央駐車場の定期駐車券の駐車料金を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

豊岡市営駐車場条例(平成17年豊岡市条例第148号)の一部を次のように改正する。
別表第2 豊岡市営中央駐車場の項中「5,500円」を「5,800円」に、「11,000円」を「11,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市営駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市営駐車場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

中央駐車場の定期駐車券の駐車料金を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第2項関係)

豊岡市営駐車場条例新旧対照表

改正後 (案)									
別表第2 (第3条、第6条、第8条、第9条、第16条関係)									
駐車場の名称	入退場時間	区分		駐車料金	摘要				
		車両の種類	料金の種類						
豊岡市営市役所北駐車場	略								
豊岡市営中央駐車場	午前7時から午後10時まで	普通自動車	駐車料金 定期駐車券	略 1月5,800円	1年以内				
豊岡市営岡駅前駐車場	略	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	駐車料金 定期駐車券	略 1月11,600円	1年以内				

現行									
別表第2 (第3条、第6条、第8条、第9条、第16条関係)									
駐車場の名称	入退場時間	区分		駐車料金	摘要				
		車両の種類	料金の種類						
豊岡市営市役所北駐車場	略								
豊岡市営中央駐車場	午前7時から午後10時まで	普通自動車	駐車料金 定期駐車券	略 1月5,500円	1年以内				
豊岡市営岡駅前駐車場	略	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	駐車料金 定期駐車券	略 1月11,000円	1年以内				

第127号議案

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、城崎麦わら細工伝承館
の観覧及び特別観覧の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「300円」を「320円」に、「200円」を「210円」に、「100円」を「110円」に、「一般とは」を「「一般」とは」に、「生徒とは」を「「生徒」とは」に改める。

別表の2の表中「1,500円」を「1,580円」に、「300円」を「320円」に、「1,000円」を「1,050円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける伝承館の観覧及び特別観覧について適用し、同日前に許可を受けている伝承館の観覧及び特別観覧については、なお従前の例による。

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

城崎麦わら細工伝承館の観覧及び特別観覧の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける伝承館の観覧及び特別観覧について適用し、同日前に許可を受けている伝承館の観覧及び特別観覧については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)																								
<p>別表 (第8条関係)</p> <p>1 観覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">利用料金の限度額 (1人1回)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>個人</th> <th>団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 一般とは、15歳以上で生徒以外の者をいう。</p> <p>2 生徒とは、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。</p> <p>2 特別観覧</p>	区分	利用料金の限度額 (1人1回)			個人	団体 (20人以上)	一般	300円	200円	生徒	200円	100円	<p>別表 (第8条関係)</p> <p>1 観覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">利用料金の限度額 (1人1回)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>個人</th> <th>団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>320円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>生徒</td> <td>210円</td> <td>110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「一般」とは、15歳以上で生徒以外の者をいう。</p> <p>2 「生徒」とは、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。</p> <p>2 特別観覧</p>	区分	利用料金の限度額 (1人1回)			個人	団体 (20人以上)	一般	320円	210円	生徒	210円	110円
区分	利用料金の限度額 (1人1回)																								
	個人	団体 (20人以上)																							
一般	300円	200円																							
生徒	200円	100円																							
区分	利用料金の限度額 (1人1回)																								
	個人	団体 (20人以上)																							
一般	320円	210円																							
生徒	210円	110円																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金の限度額 (1点1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>模写</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>撮影</td> <td>学術研究を目的とする場合 300円 学術研究以外を目的とする場合 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	利用料金の限度額 (1点1回)	模写	1,500円	撮影	学術研究を目的とする場合 300円 学術研究以外を目的とする場合 1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金の限度額 (1点1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>模写</td> <td>1,580円</td> </tr> <tr> <td>撮影</td> <td>学術研究を目的とする場合 320円 学術研究以外を目的とする場合 1,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	利用料金の限度額 (1点1回)	模写	1,580円	撮影	学術研究を目的とする場合 320円 学術研究以外を目的とする場合 1,050円												
区分	利用料金の限度額 (1点1回)																								
模写	1,500円																								
撮影	学術研究を目的とする場合 300円 学術研究以外を目的とする場合 1,000円																								
区分	利用料金の限度額 (1点1回)																								
模写	1,580円																								
撮影	学術研究を目的とする場合 320円 学術研究以外を目的とする場合 1,050円																								

第128号議案

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、城崎温泉交流センター
の研修室の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「大人とは」を「「大人」とは」に、「子どもとは」を「「子ども」とは」に改める。

別表の2の表中

「

1,050円	1,260円	1,785円	2,100円	2,940円	3,150円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

 を

」

「

1,100円	1,320円	1,870円	2,200円	3,080円	3,300円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

 に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける研修室の使用について適用し、同日前に許可を受けている研修室の使用については、なお従前の例による。

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

城崎温泉交流センターの研修室の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける研修室の使用について適用し、同日前に許可を受けている研修室の使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																																
<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 浴場施設</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 大人とは、<u> </u>、中学校に就学する年齢以上の者をいう。</p> <p>2 子どもとは、<u> </u>、3歳以上で大人以外の者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>2 研修室</p>	<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 浴場施設</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 「大人」とは、<u>中学校に就学する年齢以上の者</u>をいう。</p> <p>2 「子ども」とは、<u>3歳以上で大人以外の者</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>2 研修室</p>																																																
<p>利用料金の限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>1,050円</td> <td>午後6時から午後9時まで</td> <td>1,785円</td> <td>午後10時から午前9時まで</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1,260円</td> <td>午後9時から午後5時まで</td> <td>2,100円</td> <td>午後9時から午後9時まで</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>午後9時から午後9時まで</td> <td>1,785円</td> <td>午後9時から午後9時まで</td> <td>2,940円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	午前9時から午後5時まで	1,050円	午後6時から午後9時まで	1,785円	午後10時から午前9時まで	3,150円	午後5時から午後9時まで	1,260円	午後9時から午後5時まで	2,100円	午後9時から午後9時まで	3,150円	午後9時から午後9時まで	1,785円	午後9時から午後9時まで	2,940円									<p>利用料金の限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>1,100円</td> <td>午後6時から午後9時まで</td> <td>1,870円</td> <td>午後10時から午前9時まで</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1,320円</td> <td>午後9時から午後5時まで</td> <td>2,200円</td> <td>午後9時から午後9時まで</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>午後9時から午後9時まで</td> <td>1,870円</td> <td>午後9時から午後9時まで</td> <td>3,080円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	午前9時から午後5時まで	1,100円	午後6時から午後9時まで	1,870円	午後10時から午前9時まで	3,300円	午後5時から午後9時まで	1,320円	午後9時から午後5時まで	2,200円	午後9時から午後9時まで	3,080円	午後9時から午後9時まで	1,870円	午後9時から午後9時まで	3,080円								
午前9時から午後5時まで	1,050円	午後6時から午後9時まで	1,785円	午後10時から午前9時まで	3,150円																																												
午後5時から午後9時まで	1,260円	午後9時から午後5時まで	2,100円	午後9時から午後9時まで	3,150円																																												
午後9時から午後9時まで	1,785円	午後9時から午後9時まで	2,940円																																														
午前9時から午後5時まで	1,100円	午後6時から午後9時まで	1,870円	午後10時から午前9時まで	3,300円																																												
午後5時から午後9時まで	1,320円	午後9時から午後5時まで	2,200円	午後9時から午後9時まで	3,080円																																												
午後9時から午後9時まで	1,870円	午後9時から午後9時まで	3,080円																																														

第129号議案

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、城崎文芸館の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

600円	800円	1,000円	1,000円	1,500円	2,000円
1,000円	1,200円	1,700円	2,000円	2,800円	3,000円
					1,000円（日額）
					1,000円（日額）

を

630円	840円	1,050円	1,050円	1,580円	2,100円
1,050円	1,260円	1,790円	2,100円	2,940円	3,150円
					1,050円（日額）
					1,050円（日額）

に改める。

別表第2の1の表中「500円」を「530円」に、「400円」を「420円」に、「300円」を「320円」に、「150円」を「160円」に、「一般とは」を「「一般」とは」に、「生徒とは」を「「生徒」とは」に改める。

別表第2の2の表中「1,500円」を「1,580円」に、「300円」を「320円」に、「1,000円」を「1,050円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 文芸館の施設の利用料金の限度額を引き上げること。(別表第1関係)
- (2) 文芸館の観覧に係る利用料金の限度額及び特別観覧に係る観覧料を引き上げること。(別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第6条、第11条関係)	別表第1 (第6条、第11条関係)	別表第1 (第6条、第11条関係)	別表第1 (第6条、第11条関係)
施設	施設	施設	施設
午前9時から午後5時までの利用料金の限度額	午前9時から午後5時までの利用料金の限度額	午前9時から午後5時までの利用料金の限度額	午前9時から午後5時までの利用料金の限度額
600円	800円	630円	840円
午後6時から午後9時までの利用料金の限度額	午後6時から午後9時までの利用料金の限度額	午後6時から午後9時までの利用料金の限度額	午後6時から午後9時までの利用料金の限度額
1,000円	1,000円	1,050円	1,050円
午後1時から午後5時までの利用料金の限度額	午後1時から午後5時までの利用料金の限度額	午後1時から午後5時までの利用料金の限度額	午後1時から午後5時までの利用料金の限度額
1,200円	1,700円	1,260円	1,790円
午後9時から午後11時までの利用料金の限度額	午後9時から午後11時までの利用料金の限度額	午後9時から午後11時までの利用料金の限度額	午後9時から午後11時までの利用料金の限度額
2,000円	2,000円	2,100円	2,100円
3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
イベントホール	イベントホール	イベントホール	イベントホール
1,000円 (日額)	1,000円 (日額)	1,050円 (日額)	1,050円 (日額)
第3展示室	第3展示室	第3展示室	第3展示室
1,000円 (日額)	1,000円 (日額)	1,050円 (日額)	1,050円 (日額)
備考 略	備考 略	備考 略	備考 略
別表第2 (第10条の2、第11条関係)	別表第2 (第10条の2、第11条関係)	別表第2 (第10条の2、第11条関係)	別表第2 (第10条の2、第11条関係)
1 観覧	1 観覧	1 観覧	1 観覧
区分	区分	区分	区分
個人	個人	個人	個人
500円	500円	530円	530円
団体 (20人以上)	団体 (20人以上)	団体 (20人以上)	団体 (20人以上)
400円	400円	420円	420円
生徒	生徒	生徒	生徒
300円	300円	320円	320円
150円	150円	160円	160円
備考	備考	備考	備考
1 一般とは、15歳以上で、生徒以外の者をいう。	1 一般とは、15歳以上で、生徒以外の者をいう。	1 「一般」とは、15歳以上で、生徒以外の者をいう。	1 「一般」とは、15歳以上で、生徒以外の者をいう。
2 生徒とは、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。	2 生徒とは、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。	2 「生徒」とは、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。	2 「生徒」とは、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。

2 特別観覧		特別観覧料 (1点1回)	
区分			
模写			1,580円
撮影	学術研究を目的とする場合	学術研究以外を目的とする場	
	320円合	300円合	1,000円
			1,050円
備考 略			

第130号議案

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、城崎市民センター、出石市民ホール、但東市民センター等の使用料の引上げ等の改正を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

集会室	1,300円	1,300円	1,300円
相談室	150円	150円	150円
会議室	350円	350円	350円
大会議室1	1,500円	1,500円	1,500円
大会議室2	1,100円	1,100円	1,100円

を

「

集会室	1,400円	1,400円	1,400円
大会議室	2,800円	2,800円	2,800円

に改め、同表備考

3を削る。

別表第2中「1,500円」を「1,600円」に改める。

別表第3中

4,710円	6,280円	6,280円
450円	600円	700円

を

「

4,900円	6,600円	6,600円
500円	700円	800円

に改め、同表備考1を次のよう

に改める。

1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

別表第4中「6,000円」を「6,300円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

別表第4中備考2及び備考3を削り、備考4を備考2とし、備考5を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける

者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の内容

- (1) 城崎市民センターについて、集会室の使用料を引き上げ、施設区分の大会議室1及び大会議室2を一の区分とする大会議室に改め、相談室及び会議室を廃止すること。(別表第1関係)
- (2) 出石市民センターのホールの使用料を引き上げること。(別表第2関係)
- (3) 出石多目的ホールの多目的ホール及び多目的室の使用料を引き上げること。(別表第3関係)
- (4) 但東市民センターのホール及び附属設備の使用料を引き上げ、ホールを練習又は準備に使用する場合の使用料の算定方法を改めること。(別表第4関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立市民センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第1 (第8条関係)			
豊岡市立城崎市民センター			
区分	使用料		
	午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
集会室	1,300円	1,300円	1,300円
相談室	150円	150円	150円
会議室	350円	350円	350円
大会議室1	1,500円	1,500円	1,500円
大会議室2	1,100円	1,100円	1,100円
備考	1・2 略		
3 使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			
別表第2 (第8条関係)			
豊岡市立石市民ホール			
区分	使用料		
	午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
ホール	1,500円	1,500円	1,500円
備考	1,500円		
別表第1 (第8条関係)			
豊岡市立城崎市民センター			
区分	使用料		
	午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
集会室	1,400円	1,400円	1,400円
大会議室	2,800円	2,800円	2,800円
備考	1・2 略		
別表第2 (第8条関係)			
豊岡市立石市民ホール			
区分	使用料		
	午前8時30分から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
ホール	1,600円	1,600円	1,600円
備考	1,600円		

略

別表第3 (第8条関係)

豊岡市立出石多目的ホール

区分	使用料	
	午前9時から午後1時 5時まで	午後1時から午後6時 10時まで
多目的ホール	4,900円	6,600円
多目的室	500円	700円

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 略

別表第4 (第8条関係)

豊岡市立但東市民センター

区分	使用料	
	午前8時30分から午後1時 5時まで	午後1時から午後6時 10時まで
ホール(控室を含む。)	6,300円	6,300円

略

別表第3 (第8条関係)

豊岡市立出石多目的ホール

区分	使用料	
	午前9時から午後1時 5時まで	午後1時から午後6時 10時まで
多目的ホール	4,710円	6,280円
多目的室	450円	600円

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。

ア 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円以上のとき この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額

イ 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円未満のとき、又は入場料を徴収しないとき この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額

2 略

別表第4 (第8条関係)

豊岡市立但東市民センター

区分	使用料	
	午前8時30分から午後1時 5時まで	午後1時から午後6時 10時まで
ホール(控室を含む。)	6,000円	6,000円

<p>ホール附属設備 1時間当たり 1,000円 (照明及び音響)</p>	<p>ホール附属設備 1時間当たり 1,100円 (照明及び音響)</p>
<p>備考</p> <p>1 ホールの使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、次に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。</p> <p>ア 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円以上のとき この表に規定するそれぞれの額(ホール附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の2倍に相当する額</p> <p>イ 使用者が入場料を徴収し、その最高額が1,500円未満のとき、又は入場料を徴収しないとき この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額</p> <p>2 ホールを練習に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とする。</p> <p>3 ホールを準備に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>備考</p> <p>1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。</p> <p>2 略</p>

第131号議案

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、木屋町小路の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例（平成19年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中	85,500 円	を	89,600 円	に改める。
	86,000 円		90,100 円	
	98,000 円		102,700 円	
	93,000 円		97,500 円	
	67,500 円		70,800 円	
	56,000 円		58,700 円	
	63,000 円		66,000 円	
	73,500 円		77,000 円	
	77,000 円		80,700 円	
	84,000 円		88,000 円	
	1,050 円		1,100 円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

木屋町小路のテナント区画及び交流広場の利用料金の限度額を引き上げること。
(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後 (案)			
別表 (第3条、第17条関係)				別表 (第3条、第17条関係)			
区分	単位	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額	
テナント区画 A	1月	85,500円		テナント区画 A	1月	89,600円	
テナント区画 B	1月	86,000円		テナント区画 B	1月	90,100円	
テナント区画 C	1月	98,000円		テナント区画 C	1月	102,700円	
テナント区画 D	1月	93,000円		テナント区画 D	1月	97,500円	
テナント区画 E	1月	67,500円		テナント区画 E	1月	70,800円	
テナント区画 F	1月	56,000円		テナント区画 F	1月	58,700円	
テナント区画 G	1月	63,000円		テナント区画 G	1月	66,000円	
テナント区画 H	1月	73,500円		テナント区画 H	1月	77,000円	
テナント区画 I	1月	77,000円		テナント区画 I	1月	80,700円	
テナント区画 J	1月	84,000円		テナント区画 J	1月	88,000円	
交流広場	1時間	1,050円		交流広場	1時間	1,100円	
備考 略				備考 略			

第132号議案

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、竹野北前館の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

「

	3,000 円	
別表中	2,100 円	を
	大人 600 円 子ども 400 円	

」

「

	3,140 円	
	2,200 円	に、「大人と
は	大人 800 円 子ども 500 円	

」

」を「「大人」とは」に、「子どもとは」を「「子ども」とは」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野北前館の研修・交流ホール、海洋学習室及び浴場の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第3条、第5条、第10条関係)	施設	別表 (第3条、第5条、第10条関係)	施設
研修・交流ホール 1時間につき	3,000円	研修・交流ホール 1時間につき	3,140円
海洋学習室 1時間につき	2,100円	海洋学習室 1時間につき	2,200円
浴場 1人1回につき	大人 600円 子ども 400円	浴場 1人1回につき	大人 800円 子ども 500円
備考		備考	
1 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。		1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。	
2 子どもとは、3歳以上で大人以外の者をいう。		2 「子ども」とは、3歳以上で大人以外の者をいう。	

第133号議案

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、椒地域ふるさと生きがいセンターの使用料を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,500円	3,000円	3,500円
600円	800円	1,000円
1,500円	2,000円	2,500円
1,000円	1,500円	2,000円
3,000円	3,500円	4,000円

を

に改める。

2,620円	3,140円	3,670円
630円	840円	1,050円
1,570円	2,100円	2,620円
1,050円	1,570円	2,100円
3,140円	3,670円	4,190円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

椒地域ふるさと生きがいセンターの会議室、休憩室、加工室等の使用料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)			
別表 (第4条、第9条関係)		別表 (第4条、第9条関係)			
施設	使用料		使用料		備考 略
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	
会議室	2,500円	3,000円	2,620円	3,140円	3,670円
休憩室	600円	800円	630円	840円	1,050円
加工室	1,500円	2,000円	1,570円	2,100円	2,620円
研修室	1,000円	1,500円	1,050円	1,570円	2,100円
調理実習室	3,000円	3,500円	3,140円	3,670円	4,190円
備考 略					備考 略

第134号議案

豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、竹野子ども体験村の利
用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例（平成26年豊岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,060円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野子ども体験村の加工室、多目的室、作業室等の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第7条、第12条関係）	施設	別表（第7条、第12条関係）	施設
	加工室		加工室
	多目的室		多目的室
	作業室		作業室
	ファイアサイト		ファイアサイト
	利用料金の限度額		利用料金の限度額
	1時間につき3,000円		1時間につき3,060円
	1時間につき3,000円		1時間につき3,060円
	1時間につき3,000円		1時間につき3,060円
	1時間につき3,000円		1時間につき3,060円

第135号議案

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、日高農林漁業体験実習館の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

日高農林漁業体験実習館の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第4条、第9条関係）	施設	別表（第4条、第9条関係）	施設
地域資源活用研修室	利用料金の限度額 1時間当たり1,000円	地域資源活用研修室	利用料金の限度額 1時間当たり1,100円
地域文化交流室	1時間当たり1,000円	地域文化交流室	1時間当たり1,100円

第136号議案

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、湯の原温泉オートキャンプ場の利用料金の限度額の引上げ等の改正を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条、第10条関係）

施設	使用区分		利用料金の限度額
テントサイト	宿泊キャンプ	区画サイト1泊	6,500円
		大型対応サイト1泊	9,000円
		フリーサイト1泊	4,500円
		電源使用料1泊	600円
		環境整備費1人当たり（小学生以上をいう。以下この表において同じ。）	600円
	デイキャンプ	1サイト1回（フリーサイトを除く。）	3,000円
		フリーサイト1回	2,500円
		電源使用料1回	400円
		環境整備費1人当たり	600円
温泉施設	大人	1人1回	800円
	子ども	1人1回	500円
コテージ（定員5人）	1棟1泊		21,000円
	環境整備費1人当たり		600円
コテージ（定員10人）	1棟1泊		32,000円
	環境整備費1人当たり		600円
バーベキュー棟	1テーブル1時間		1,100円

備考

- 1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。
- 2 「子ども」とは、3歳以上で大人以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

1 改正の内容

湯の原温泉オートキャンプ場における各施設の利用料金の限度額の引上げ及び施設使用に伴う環境整備費の新設をすること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

<p>一棟</p>	<p>一棟</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。 2 「子ども」とは、3歳以上で大人以外の者をいう。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。 2 子どもとは、3歳以上で大人以外の者をいう。

第137号議案

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、神鍋高原観光施設の使
用料の引上げ等の改正を行うため。

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 観光施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
神鍋高原体育館	豊岡市日高町栗栖野59番地の51
神鍋高原キャンプ場	豊岡市日高町栗栖野59番地の2
神鍋高原野外ステージ	豊岡市日高町栗栖野59番地の2

別表中	5,250円	5,250円	を	5,500円	5,500円	に改め、同
	5,250円	5,250円		5,500円	5,500円	
	5,250円	5,250円		5,500円	5,500円	
	2,100円	2,500円		4,000円	6,000円	
	1,000円	1,500円		1,500円	2,000円	
	750円	1,000円		1,000円	2,000円	
	4,000円	5,000円		4,500円	5,500円	
	500円	500円		600円	600円	
	3,100円	3,100円		3,500円	3,500円	
	3,100円	3,100円		3,500円	3,500円	

表備考2中「繁忙日」を「「繁忙日」」に、「通常日」を「「通常日」」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する場合の使用料について適用し、同日前に使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 神鍋高原観光施設における施設の名称及び位置をそれぞれ規定すること。(第2条関係)
- (2) 神鍋高原観光施設の使用料を引き上げること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する場合の使用料について適用し、同日前に使用する場合の使用料については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)																																																																					
(位置)		(名称及び位置)																																																																					
第2条 観光施設の位置は、豊岡市日高町栗栖野59番地の2とする。		第2条 観光施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神鍋高原体育館</td> <td>豊岡市日高町栗栖野59番地の51</td> </tr> <tr> <td>神鍋高原キヤンプ場</td> <td>豊岡市日高町栗栖野59番地の2</td> </tr> <tr> <td>神鍋高原野外ステージ</td> <td>豊岡市日高町栗栖野59番地の2</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	神鍋高原体育館	豊岡市日高町栗栖野59番地の51	神鍋高原キヤンプ場	豊岡市日高町栗栖野59番地の2	神鍋高原野外ステージ	豊岡市日高町栗栖野59番地の2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>使用料 (通常日)</th> <th>使用料 (繁忙日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">神鍋高原体育館</td> <td>午前7時から午後零時まで</td> <td>5,250円</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>午後零時から午後5時まで</td> <td>5,250円</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>5,250円</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神鍋高原テント 原キヤンプ場</td> <td>フリーサイト (日帰り又は1泊)</td> <td>2,100円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1人用テント1張</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>タープ1張</td> <td>750円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区画サイト(日 帰り又は1泊)</td> <td>区画</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>環境整備費(日 帰り又は1泊)</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>小学生以上1人当た り又は1泊)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設	区分	使用料 (通常日)	使用料 (繁忙日)	神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,250円	5,250円	午後零時から午後5時まで	5,250円	5,250円	午後5時から午後10時まで	5,250円	5,250円	神鍋高原テント 原キヤンプ場	フリーサイト (日帰り又は1泊)	2,100円	2,500円	1人用テント1張	1,000円	1,500円	タープ1張	750円	1,000円	区画サイト(日 帰り又は1泊)	区画	4,000円	5,000円	環境整備費(日 帰り又は1泊)	500円	500円	小学生以上1人当た り又は1泊)																												
名称	位置																																																																						
神鍋高原体育館	豊岡市日高町栗栖野59番地の51																																																																						
神鍋高原キヤンプ場	豊岡市日高町栗栖野59番地の2																																																																						
神鍋高原野外ステージ	豊岡市日高町栗栖野59番地の2																																																																						
施設	区分	使用料 (通常日)	使用料 (繁忙日)																																																																				
神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,250円	5,250円																																																																				
	午後零時から午後5時まで	5,250円	5,250円																																																																				
	午後5時から午後10時まで	5,250円	5,250円																																																																				
神鍋高原テント 原キヤンプ場	フリーサイト (日帰り又は1泊)	2,100円	2,500円																																																																				
	1人用テント1張	1,000円	1,500円																																																																				
	タープ1張	750円	1,000円																																																																				
区画サイト(日 帰り又は1泊)	区画	4,000円	5,000円																																																																				
	環境整備費(日 帰り又は1泊)	500円	500円																																																																				
	小学生以上1人当た り又は1泊)																																																																						
別表 (第4条、第9条、第18条関係)		別表 (第4条、第9条、第18条関係)																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>使用料 (通常日)</th> <th>使用料 (繁忙日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">神鍋高原体育館</td> <td>午前7時から午後零時まで</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>午後零時から午後5時まで</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神鍋高原テント 原キヤンプ場</td> <td>フリーサイト (日帰り又は1泊)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1人用テント1張</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>タープ1張</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区画サイト(日 帰り又は1泊)</td> <td>区画</td> <td>4,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>環境整備費(日 帰り又は1泊)</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>小学生以上1人当た り又は1泊)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設	区分	使用料 (通常日)	使用料 (繁忙日)	神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,500円	5,500円	午後零時から午後5時まで	5,500円	5,500円	午後5時から午後10時まで	5,500円	5,500円	神鍋高原テント 原キヤンプ場	フリーサイト (日帰り又は1泊)	4,000円	6,000円	1人用テント1張	1,500円	2,000円	タープ1張	1,000円	2,000円	区画サイト(日 帰り又は1泊)	区画	4,500円	5,500円	環境整備費(日 帰り又は1泊)	600円	600円	小学生以上1人当た り又は1泊)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>使用料 (通常日)</th> <th>使用料 (繁忙日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">神鍋高原体育館</td> <td>午前7時から午後零時まで</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>午後零時から午後5時まで</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>5,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神鍋高原テント 原キヤンプ場</td> <td>フリーサイト (日帰り又は1泊)</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1人用テント1張</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>タープ1張</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区画サイト(日 帰り又は1泊)</td> <td>区画</td> <td>4,500円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>環境整備費(日 帰り又は1泊)</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>小学生以上1人当た り又は1泊)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設	区分	使用料 (通常日)	使用料 (繁忙日)	神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,500円	5,500円	午後零時から午後5時まで	5,500円	5,500円	午後5時から午後10時まで	5,500円	5,500円	神鍋高原テント 原キヤンプ場	フリーサイト (日帰り又は1泊)	4,000円	6,000円	1人用テント1張	1,500円	2,000円	タープ1張	1,000円	2,000円	区画サイト(日 帰り又は1泊)	区画	4,500円	5,500円	環境整備費(日 帰り又は1泊)	600円	600円	小学生以上1人当た り又は1泊)		
施設	区分	使用料 (通常日)	使用料 (繁忙日)																																																																				
神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,500円	5,500円																																																																				
	午後零時から午後5時まで	5,500円	5,500円																																																																				
	午後5時から午後10時まで	5,500円	5,500円																																																																				
神鍋高原テント 原キヤンプ場	フリーサイト (日帰り又は1泊)	4,000円	6,000円																																																																				
	1人用テント1張	1,500円	2,000円																																																																				
	タープ1張	1,000円	2,000円																																																																				
区画サイト(日 帰り又は1泊)	区画	4,500円	5,500円																																																																				
	環境整備費(日 帰り又は1泊)	600円	600円																																																																				
	小学生以上1人当た り又は1泊)																																																																						
施設	区分	使用料 (通常日)	使用料 (繁忙日)																																																																				
神鍋高原体育館	午前7時から午後零時まで	5,500円	5,500円																																																																				
	午後零時から午後5時まで	5,500円	5,500円																																																																				
	午後5時から午後10時まで	5,500円	5,500円																																																																				
神鍋高原テント 原キヤンプ場	フリーサイト (日帰り又は1泊)	4,000円	6,000円																																																																				
	1人用テント1張	1,500円	2,000円																																																																				
	タープ1張	1,000円	2,000円																																																																				
区画サイト(日 帰り又は1泊)	区画	4,500円	5,500円																																																																				
	環境整備費(日 帰り又は1泊)	600円	600円																																																																				
	小学生以上1人当た り又は1泊)																																																																						

	り			
ファイヤーマー場	午後6時から午後9時まで	3,100円	3,100円	3,100円
屋内ファイヤーマー場	午後6時から午後9時まで	3,100円	3,100円	3,100円
神鍋高原野外ステージ	略			

備考

- 1 略
- 2 繁忙日とは、金曜日、土曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日という。)の前日並びに4月28日から5月5日まで及び7月19日から8月30日までをいい、通常日とは、繁忙日以外の日という。

	り			
ファイヤーマー場	午後6時から午後9時まで	3,500円	3,500円	3,500円
屋内ファイヤーマー場	午後6時から午後9時まで	3,500円	3,500円	3,500円
神鍋高原野外ステージ	略			

備考

- 1 略
- 2 繁忙日とは、金曜日、土曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日という。)の前日並びに4月28日から5月5日まで及び7月19日から8月30日までをいい、通常日とは、繁忙日以外の日という。

第138号議案

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、神鍋温泉ゆとろぎの利
用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「800円」に、「400円」を「500円」に、「大人とは」を「大人とは」に、「子どもとは」を「子ども」とは」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

神鍋温泉ゆとろぎの利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第7条関係）	利用料金の限度額（1人1回）	別表（第7条関係）	利用料金の限度額（1人1回）
大人	600円	大人	800円
子ども	400円	子ども	500円
備考	1 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。 2 子どもとは、3歳以上で大人以外の者をいう。	備考	1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。 2 「子ども」とは、3歳以上で大人以外の者をいう。

第139号議案

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、農林産物加工研修施設
の使用料等を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「500円」を「520円」に改める。

別表第3中「100円」を「110円」に、「200円」を「210円」に、「500円」を「520円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「4,000円」を「4,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 日高農林産物加工研修所及び出石農産物加工場の使用料を引き上げること。
(別表第2関係)
- (2) 竹野多目的研修施設及び但東地域特産物加工施設の利用料金の限度額を引き上げること。(別表第3関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表第2 (第9条関係)			
区分	使用料	区分	使用料
豊岡市立日高農林産物加工研修所	1時間につき500円	豊岡市立日高農林産物加工研修所	1時間につき520円
豊岡市立出石農産物加工場	1時間につき500円	豊岡市立出石農産物加工場	1時間につき520円
備考 略			
別表第3 (第12条関係)			
区分	利用料金の限度額	区分	利用料金の限度額
豊岡市立竹野多目的 研修施設	1時間につき100円	研修室	1時間につき110円
	1時間につき200円	木工加工室	1時間につき210円
	1時間につき500円	食品加工室	1時間につき520円
豊岡市立但東地域特 産物加工施設	4時間以内2,000円	食品加工室	4時間以内2,100円
	4時間を超え8時間以内4,000円		4時間を超え8時間以内4,200円
備考 略			

第140号議案

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、そば乾燥調製貯蔵施設
の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「75円」を「80円」に、「600円」を「630円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

そば乾燥調製貯蔵施設の乾燥調製料及び製粉加工料の利用料金の限度額を引き上げること。(第10条関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 乾燥調製貯蔵施設の使用者は、乾燥調製料としてそば1キログラム当たり75円以下、製粉加工料としてそば1キログラム当たり600円以下においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 乾燥調製貯蔵施設の使用者は、乾燥調製料としてそば1キログラム当たり80円以下、製粉加工料としてそば1キログラム当たり630円以下においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3 略</p>

第141号議案

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、但東シルク温泉やまびこの利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表中

3,000円	4,400円	3,000円
6,200円	8,700円	6,200円
3,000円	4,400円	3,000円
3,000円	4,400円	3,000円
1,600円		

を

4,500円	6,600円	4,500円
9,300円	13,100円	9,300円
6,000円	8,800円	6,000円
4,500円	6,600円	4,500円
2,000円		

に改め、同表備考中「昼間とは」

を「「昼間」とは」に、「夜間とは」を「「夜間」とは」に改める。

別表第2の(2)の表中「13,000円」を「19,500円」に、「4,600円」を「7,000円」に改め、同表備考中「大人とは」を「「大人」とは」に、「子どもとは」を「「子ども」とは」に改める。

別表第3中「800円」を「1,000円」に、「500円」を「600円」に改め、同表備考中「大人とは」を「「大人」とは」に、「子どもとは」を「「子ども」とは」に改める。

別表第4中「18,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例による。

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

但東自然ふれあいセンター「やまびこ」、但東シルク温泉館及び但東自然の郷の利用料金の限度額を引き上げること。(別表第2から別表第4関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例新旧対照表

		現行				改正後 (案)			
別表第2 (第11条関係)		別表第2 (第11条関係)							
但東自然ふれあいセンター「やまびこ」		但東自然ふれあいセンター「やまびこ」							
(1) 宿泊なしの利用		(1) 宿泊なしの利用							
室名等	区分	単位	利用料金の限度額		区分	単位	利用料金の限度額		
			昼間	夜間			昼間	夜間	
			4時間未満	4時間以上			4時間未満	4時間以上	
本館	個室ダイニング	1室	3,000円	4,400円	個室ダイニング	1室	4,500円	6,600円	
	多目的ホール		6,200円	8,700円	多目的ホール		9,300円	13,100円	
	第1研修室		3,000円	4,400円	第1研修室		6,000円	8,800円	
	第2研修室				第2研修室				
和室棟	やまゆり		3,000円	4,400円	やまゆり		4,500円	6,600円	
	さくら				さくら				
	さつき				さつき				
	けやき				けやき				
	ばら				ばら				
	あじさい				あじさい				
フィールドゴルフ場	フィールドゴルフ場	1人1回			フィールドゴルフ場	1人1回		2,000円	
備考	備考								
	昼間は 午前8時30分から午後6時までを、夜間は 午後6時から午後10時までをいう。								
	(2) 宿泊利用								

室名等	区分	単位	利用料金の限度額	
			大人	子ども
宿泊棟	103	1人1泊	13,000円	4,600円
	105～106			
	208～210			
別館	洋室 101			
	和室 102			
	201～203			
	205～207			
	301～303			
305～307				

備考

- 1 大人とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。
- 2 子どもとは、大人以外の者をいう。

別表第3（第11条関係）

但東シルク温泉館

利用料金設定上限額

区分	利用料金（1人1回）
大人	800円
子ども	500円

備考

- 1 大人とは、高等学校に就学できる年齢以上の者をいう。
- 2 子どもとは、5歳以上で大人以外の者をいう。

室名等	区分	単位	利用料金の限度額	
			大人	子ども
宿泊棟	103	1人1泊	19,500円	7,000円
	105～106			
	208～210			
別館	洋室 101			
	和室 102			
	201～203			
	205～207			
	301～303			
305～307				

備考

- 1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。
- 2 「子ども」とは、大人以外の者をいう。

別表第3（第11条関係）

但東シルク温泉館

利用料金設定上限額

区分	利用料金（1人1回）
大人	1,000円
子ども	600円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校に就学できる年齢以上の者をいう。
- 2 「子ども」とは、5歳以上で大人以外の者をいう。

別表第4 (第11条関係)

但東自然の郷

施設名	単位	利用料金の限度額
ログハウス	1棟1泊	18,000円
こぶし		
さざんか		
つばき		
もくせい		

備考 略

別表第4 (第11条関係)

但東自然の郷

施設名	単位	利用料金の限度額
ログハウス	1棟1泊	30,000円
こぶし		
さざんか		
つばき		
もくせい		

備考 略

第142号議案

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、たんたん温泉福寿の湯
の利用料金の限度額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例（平成19年豊岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「800円」に、「400円」を「500円」に、「大人とは」を「大人とは」に、「子どもとは」を「子ども」とは」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

たんたん温泉福寿の湯の利用料金の限度額を引き上げること。(別表関係)

2 附則

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）	別表（第7条関係）	別表（第7条関係）
区分	利用料金の限度額（1人1回）	区分	利用料金の限度額（1人1回）
大人	600円	大人	800円
子ども	400円	子ども	500円
備考	備考	備考	備考
1 大人とは、高等学校に就学できる年齢以上の者をいう。	1 大人とは、高等学校に就学できる年齢以上の者をいう。	1 「大人」とは、高等学校に就学できる年齢以上の者をいう。	1 「大人」とは、高等学校に就学できる年齢以上の者をいう。
2 子どもとは、5歳以上で大人以外の者をいう。	2 子どもとは、5歳以上で大人以外の者をいう。	2 「子ども」とは、5歳以上で大人以外の者をいう。	2 「子ども」とは、5歳以上で大人以外の者をいう。

第143号議案

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第3次行政改革大綱における受益者負担の適正化に伴い、歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の入館料の一部を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表中

高校生	200円	150円
小学生又は中学生	150円	100円

を

「

学生	300円	240円
小学生又は中学生	250円	200円

に改め、同表に

備考として次のように加える。

備考

- 1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生又は生徒をいう。
- 2 「一般」とは、学生、小学生又は中学生及び未就学児以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける入館について適用し、同日前に許可を受けている入館については、なお従前の例による。

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

但馬国府・国分寺館の入館料について、小学生から高校生までの入館料を引き上げ、大学生に係る入館料を一般の区分から高校生の区分の入館料とし、区分の高校生とあるのを学生に改めること。(別表関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける入館について適用し、同日前に許可を受けている入館については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	入館料（1人1回につき）	区分	入館料（1人1回につき）
	個人		個人
一般	500円	一般	500円
高校生	200円	学生	300円
小学生又は中学生	150円	小学生又は中学生	250円
	20人以上の団体		20人以上の団体
	400円		400円
	150円		240円
	100円		200円

備查

1 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生又は生徒をいう。

2 「一般」とは、学生、小学生又は中学生及び未就学児以外の者をいう。

第144号議案

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

集会施設の16施設を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

	名称	位置
1	豊岡市立楽々浦交流館	豊岡市城崎町楽々浦535番地
2	豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1
3	豊岡市立羽尻活性化センター	豊岡市日高町羽尻585番地
4	豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地
5	豊岡市立木の薫る土居交流促進センター	豊岡市日高町土居410番地の1
6	豊岡市立木の薫る久田谷交流促進センター	豊岡市日高町久田谷194番地の2
7	豊岡市立木の薫る森山交流促進センター	豊岡市日高町森山189番地の1
8	豊岡市立木の薫る山宮交流促進センター	豊岡市日高町山宮929番地
9	豊岡市立竹貫区コミュニティセンター	豊岡市日高町竹貫313番地
10	豊岡市立室見会館	豊岡市出石町細見845番地
11	豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地
12	豊岡市立赤野太刀振り文化芸能伝承館	豊岡市但東町中山459番地の1
13	豊岡市立相田交流館	豊岡市但東町相田202番地
14	豊岡市立市営住宅赤野団地集会所	豊岡市但東町中山197番地の4

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

集会施設の16施設を廃止すること。(別表第1関係)

- (1) 鬼神谷地区山村活性化支援センター
- (2) 日高区公民館
- (3) 上石区コミュニティ消防センター
- (4) 篠垣区コミュニティ消防センター
- (5) 堀区コミュニティセンター
- (6) 猪爪区コミュニティセンター
- (7) 小河江区コミュニティセンター
- (8) 観音寺区コミュニティセンター
- (9) 稲葉区コミュニティセンター
- (10) 宮内地区コミュニティ消防センター
- (11) 宵田集会所
- (12) 東條集会所
- (13) 川原集会所
- (14) 材木集会所
- (15) 奥小野集会所
- (16) コミュニティ消防センター唐川

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名称	位置		名称	位置	
1 豊岡市立染々浦交流館	豊岡市城崎町染々浦535番地		1 豊岡市立染々浦交流館	豊岡市城崎町染々浦535番地	
2 豊岡市立鬼神谷地区山村活性化支援センター	豊岡市竹野町鬼神谷137番地		2 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1	
3 豊岡市立阿金谷地区農林漁家婦人活動施設	豊岡市竹野町阿金谷230番地の1		3 豊岡市立羽尻活性化センター	豊岡市日高町羽尻585番地	
4 豊岡市立日高区公民館	豊岡市日高町鶴岡492番地		4 豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地	
5 豊岡市立羽尻活性化センター	豊岡市日高町羽尻585番地		5 豊岡市立木の薫る土居交流促進センター	豊岡市日高町土居410番地の1	
6 豊岡市立頃垣活性化センター	豊岡市日高町頃垣592番地		6 豊岡市立木の薫る久田谷交流促進センター	豊岡市日高町久田谷194番地の2	
7 豊岡市立木の薫る土居交流促進センター	豊岡市日高町土居410番地の1		7 豊岡市立木の薫る森山交流促進センター	豊岡市日高町森山189番地の1	
8 豊岡市立木の薫る久田谷交流促進センター	豊岡市日高町久田谷194番地の2		8 豊岡市立木の薫る山宮交流促進センター	豊岡市日高町山宮929番地	
9 豊岡市立木の薫る森山交流促進センター	豊岡市日高町森山189番地の1				
10 豊岡市立木の薫る山宮交流促進センター	豊岡市日高町山宮929番地				
11 豊岡市立上石区コミュニティ消防センター	豊岡市日高町上石130番地				
12 豊岡市立篠垣区コミュニティ消防センター	豊岡市日高町篠垣110番地				

13	豊岡市立堀区コミュニティセンター	豊岡市日高町堀384番地の2
14	豊岡市立竹貫区コミュニティセンター	豊岡市日高町竹貫313番地
15	豊岡市立猪爪区コミュニティセンター	豊岡市日高町猪ノ爪37番地の2
16	豊岡市立小河江区コミュニティセンター	豊岡市日高町小河江79番地の1
17	豊岡市立観音寺区コミュニティセンター	豊岡市日高町観音寺679番地
18	豊岡市立稲葉区コミュニティセンター	豊岡市日高町稲葉33番地の5
19	豊岡市立宮内地区コミュニティセンター	豊岡市出石町宮内1126番地の1
20	豊岡市立菅田集会所	豊岡市出石町菅田65番地の2
21	豊岡市立東條集会所	豊岡市出石町東條172番地
22	豊岡市立川原集会所	豊岡市出石町川原168番地
23	豊岡市立材木集会所	豊岡市出石町材木22番地
24	豊岡市立室見会館	豊岡市出石町細見845番地
25	豊岡市立奥小野集会所	豊岡市出石町奥小野578番地
26	豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地
27	豊岡市立赤野太刀振り文化芸能伝承館	豊岡市但東町中山459番地の1
28	豊岡市立コミュニティ消防センター	豊岡市但東町唐川221番地の1
	一唐川	

9	豊岡市立竹貫区コミュニティセンター	豊岡市日高町竹貫313番地
10	豊岡市立室見会館	豊岡市出石町細見845番地
11	豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地
12	豊岡市立赤野太刀振り文化芸能伝承館	豊岡市但東町中山459番地の1

29	豊岡市立相田交流館	豊岡市但東町相田202番地
30	豊岡市立市営住宅赤野団地集会所	豊岡市但東町中山197番地の4
13	豊岡市立相田交流館	豊岡市但東町相田202番地
14	豊岡市立市営住宅赤野団地集会所	豊岡市但東町中山197番地の4

第145号議案

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公務員法の改正に伴い、引用する号番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の分限に関する条例（平成17年豊岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方公務員法の改正に伴い、引用する号番号を改めること。（第6条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市職員の分限に関する条例新旧対照表

	改正後 (案)
<p>現行</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予されたものうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、失職しないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予されたものうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失によるものについては、情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、失職しないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>

第146号議案

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

国民健康保険法の改正に伴い、引用する項番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第82条第3項」を「第82条第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例案要綱

1 改正の内容

国民健康保険法の改正に伴い、引用する項番号を改めること。(第1条関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第3項の規定により、豊岡市立国民健康保険資母診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第7項の規定により、豊岡市立国民健康保険資母診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p>

第147号議案

豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地域農業管理施設を廃止するため。

豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例（平成19年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設	豊岡市但東町坂野382番地の1

第5条第1項及び第10条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中「1 豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設」を「豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設」に改め、

「2 豊岡市立地域農業管理施設

施設	利用料金の限度額		
	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上1日ごと
栽培管理研修室	900円	1,800円	3,100円
土地利用調整室	400円	800円	1,500円
体験調理室	300円	600円	1,100円
備考 冷暖房を利用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定する額に当該額の3割に相当する額を加算した額とする。			

を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地域農業管理施設を廃止するため、所要の規定の整備をすること。(第2条、第5条、第10条、別表関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 研修交流施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 別表第2に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1038 1128 1187 2033"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設</td> <td>豊岡市但東町坂野382番地の1</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立地域農業管理施設</td> <td>豊岡市祥雲寺80番地の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条、第10条関係)</p> <p>1 豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設</p> <p>略</p> <p>2 豊岡市立地域農業管理施設</p>	名称	位置	豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設	豊岡市但東町坂野382番地の1	豊岡市立地域農業管理施設	豊岡市祥雲寺80番地の2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 研修交流施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="405 197 507 1106"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設</td> <td>豊岡市但東町坂野382番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 別表 に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 別表 に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表 (第5条、第10条関係)</p> <p>豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設</p> <p>略</p>	名称	位置	豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設	豊岡市但東町坂野382番地の1
名称	位置										
豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設	豊岡市但東町坂野382番地の1										
豊岡市立地域農業管理施設	豊岡市祥雲寺80番地の2										
名称	位置										
豊岡市立坂野地区農業準備休憩施設	豊岡市但東町坂野382番地の1										

施設	利用料金の限度額		
	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上1日ごと
栽培管理研修室	900円	1,800円	3,100円
土地利用調整室	400円	800円	1,500円
体験調理室	300円	600円	1,100円

備考 冷暖房を利用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定する額に当該額の3割に相当する額を加算した額とする。

第148号議案

豊岡市農業共済条例を廃止する条例制定について

豊岡市農業共済条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

兵庫県全域を事業区域とする兵庫県農業共済組合が設立されることに伴い、農業共済事業を廃止する必要があるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市農業共済条例を廃止する条例

豊岡市農業共済条例（平成30年豊岡市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第149号議案

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

民法の改正に伴い、不正の行為によって入居した者に対する徴収金の規定に係る徴収金の算定に用いる利率を、法定利率とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第39条」を「第41条」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 引用する条番号を改めること。(第17条関係)
- (2) 不正の行為によって入居した者に対する徴収金の規定について、徴収金の算定に用いる利率を、法定利率とすること。(第42条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例第42条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(市営住宅の明渡し請求)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(市営住宅の明渡し請求)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 略</p>

第150号議案

豊岡市立出石温泉館乙女の湯の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例制定について

豊岡市立出石温泉館乙女の湯の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次の
ように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

出石温泉館乙女の湯を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立出石温泉館乙女の湯の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立出石温泉館乙女の湯の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第138号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第151号議案

豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例制定について

豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置に関する計画策定の諮問機関として、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会を設置するため。

豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例

(設置)

第1条 豊岡市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置に関する計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育・保育関係者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員の任命後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(失効)

- 3 この条例は、第2条に定める答申の日限り、その効力を失う。

豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例案要綱

1 設置

豊岡市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関する計画を策定するため、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置審議会を置くこと。（第1条関係）

2 所掌事務

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の適正規模、適正配置等に関する事項について審議し、答申すること。（第2条関係）

3 組織

審議会の委員は、教育委員会が任命する学識経験のある者、市民等の18人以内で組織すること。（第3条関係）

4 任期

委員の任期は、任命の日から所掌事務が終了する日までとすること。（第4条関係）

5 会長及び副会長

審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任すること。（第5条関係）

6 会議

審議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこと等を定めること。（第6条関係）

7 部会

審議会は、必要に応じて部会を置くことができること。（第7条関係）

8 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。（第8条関係）

9 庶務

審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理すること。（第9条関係）

10 委任

審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めること。（第10条関係）

11 附 則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 委員の任命後最初に開かれる審議会の会議は、教育委員会が招集すること。（附則第2項関係）

(3) この条例は、答申の日限り、その効力を失うこと。（附則第3項関係）

第152号議案

豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

水道法施行令の改正に伴い、引用する条番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

(豊岡市給水条例の一部改正)

第1条 豊岡市給水条例(平成17年豊岡市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

(豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正)

第2条 豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成24年豊岡市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

水道法施行令の改正に伴い、次の条例について引用する条番号を改めること。

- (1) 豊岡市給水条例（平成17年豊岡市条例第188号）（第1条関係）
- (2) 豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年豊岡市条例第67号）（第2条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市給水条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>

豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の規定による条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第4条第1項に定める資格とする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の規定による条例で定める水道技術管理者の資格は、令第6条第1項に定める資格とする。</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の規定による条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条第1項に定める資格とする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の規定による条例で定める水道技術管理者の資格は、令第7条第1項に定める資格とする。</p>

第153号議案

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、排水設備指定工事店の指定基準及び責任技術者の登録資格における条件に係る規定を改めるため。

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例

豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号中「次条第1項第4号ア」を「次条第1項第4号アからオまで」に、「証する」を「誓約する」に改める。

第6条の3第1項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号エ中「アからウまで」を「アからエまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の7第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「次項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の7中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。

第6条の8第3項中「第6条の7第3項」を「前条第4項」に改める。

第6条の11中「あったとき」の右に「、第6条の3第1項第4号ア、エ若しくはオのいずれかに該当するに至ったとき」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市下水道条例第6条の3及び第6条の7の規定は、この条例の施行の日以後の排水設備指定工事店の指定申請及び責任技術者の登録申請について適用し、同日前に行われた排水設備指定工事店の指定申請及び責任技術者の登録申請については、なお従前の例による。

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

排水設備指定工事店の指定基準及び責任技術者の登録資格における指定又は登録をしない者を定める規定について、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加え、成年被後見人及び被保佐人を削ること。(第6条の2、第6条の3、第6条の7、第6条の8、第6条の11関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年1月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る経過措置を定めること。(附則第2項関係)

豊岡市下水道条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 個人にあつては、住民票の写し、<u>経歴書及び次条第1項第4号ア</u> <u>に該当しない者であることを証する書類</u></p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 法人であつて、その役員のうち<u>にアからウまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 略</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 個人にあつては、住民票の写し、<u>経歴書及び次条第1項第4号ア</u> <u>からオまでに該当しない者であることを誓約する書類</u></p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であつて、その役員のうち<u>にアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 略</p>

<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 略</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(2) <u>次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p>	<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 略</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) <u>第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p>
<p>3 <u>責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、管理者にその旨を届けるものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第6条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 責任技術者は、<u>前条第4項</u>の規定により登録を取り消されたときは、<u>責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならぬ</u>。また、<u>同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならぬ</u>。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第6条の11 指定工事店は、<u>営業所の名称及び所在地その他規程で定める事項に変更があつたとき、第6条の3第1項第4号ア、エ若しくは</u></p>	<p>3 <u>責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、管理者にその旨を届けるものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第6条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならぬ</u>。また、<u>同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならぬ</u>。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第6条の11 指定工事店は、<u>営業所の名称及び所在地その他規程で定める事項に変更があつたとき</u></p>

<p>____、又は排水設備等の新設等の工 事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を管理者 に届け出なければならぬ。</p>	<p>オのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工 事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を管理者 に届け出なければならぬ。</p>
---	--